

# 男鹿市総合計画

～なまはげの里 夢への挑戦～

令和2年12月

# 男鹿市総合計画（令和3年度～令和7年度）

## 目次

第1章 計画策定の趣旨 P 1

第2章 計画の構成と期間 P 1

第3章 本市の特性と課題 P 2

第4章 都市像 P 5

第5章 まちづくりの基本目標 P 5

第6章 まちづくり基本計画 P 7

- 1 産業の振興 P 7
- 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 P 2 0
- 3 生活環境の整備 P 2 4
- 4 地域共生と福祉の増進 P 3 9
- 5 医療の確保 P 4 6
- 6 教育の振興 P 4 9
- 7 地域文化の振興 P 5 4
- 8 集落の整備 P 5 8
- 9 人口減少対策 P 5 9

第7章 男鹿市5年後の目標 P 6 5

## 第1章 計画策定の趣旨

本市においては、高齢者人口が減り始める本格的な人口減少の局面に差し掛かることが、男鹿市人口ビジョン（平成27年策定）の分析によって明らかにされています。

このような状況を可能な限り改善し、あらゆる施策を駆使して人口減少に歯止めをかけていくとともに、市民が健康で豊かに生活できることが肝要です。

本計画は、本市の方向性を示すとともに、行政運営の指針として策定するものです。

## 第2章 計画の構成と期間

<b>本計画</b>		<p>本計画は、男鹿市の将来都市像及びまちづくりの目標を掲げ、まちづくり基本計画では、その目標達成のための施策の基本的な方向とより具体的な施策の内容を明らかにするものです。</p> <p>計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。</p>
<b>別途策定</b>	<b>実施計画</b>	<p>実施計画は、基本計画に定められた基本的な施策を実施する事業計画であり、毎年度の予算編成や事業執行の指針となるものです。</p> <p>計画の期間は、3年間とし、毎年度改訂を加えるローリング方式※とします。</p>

(※ローリング方式：施策の進行状況や成果に合わせて、一定期間ごとに計画を見直す方式)

## 第3章 本市の特性と課題

地域特性を踏まえたまちづくりを推進していくにあたり、本市の特性と課題は、次のとおり考えられます。

### 1 自然環境

本市の自然環境は、西海岸や寒風山に代表されるダイナミックで美しい景観によって国定公園に指定されているとともに、地質学的に重要な場所や景観については、保護・教育・持続可能な開発が一体的に管理されていることから、日本ジオパークに認定されています。これらは、市民にとっての重要な財産であり、観光資源でもあります。これからも大切に守り続けていくことが必要です。

#### 【特性】

- 美しい自然景観と全国的にも貴重な地層や地形
- きれいな水と空気に恵まれた自然環境
- 三方が海に開けているため比較的温暖な気候

#### 【課題】

- 新エネルギーの導入促進と自然景観の保全
- 自然環境保全に対する意識の醸成と保全活動の推進
- 農村・漁村景観及び森林の保全と農林水産業従事者の確保

### 2 伝統と文化

本市には、国指定の重要無形民俗文化財「男鹿のナマハゲ」（ユネスコ無形文化遺産）、「東湖八坂神社祭のトウニン（統人）行事」、史跡「脇本城跡」など数多くの文化財があります。

このような伝統と文化は市民の誇りであり、永く継承していくことによって地域コミュニティの強化につながります。

#### 【特性】

- 男鹿のナマハゲに代表される民俗行事
- 数多くの史跡や文化財
- 地域コミュニティを強く結びつけている祭り

#### 【課題】

- 伝統文化継承者の育成
- 文化財の保護
- 全国への情報発信

### 3 基幹産業

本市の基幹産業は、自然環境、美しい景観、温泉などを資源とする観光、稲作を中心としながら和梨、メロン、ねぎ、花き、大豆などを生産する農業、県内最大の漁場を有する水産業です。

しかしながら、近年の社会情勢の変化、従事者の高齢化、後継者不足など、多くの課題に直面しており、生産基盤の整備、経営改善、観光の再構築による地場産業の活性化が必要です。

#### 【特性】

- 恵まれた資源を有する観光
- 稲作のほか和梨、メロン、ねぎ、花き、大豆などを生産する農業
- 県内最大の漁場を有する水産業

#### 【課題】

- 地場製品の生産拡大、高付加価値化、6次産業化などによる競争力の向上と販路の拡大
- 農林水産業を担う人材の確保と育成
- 環境、景観、温泉、食材などを活用した観光の再構築

### 4 人口減少

本市の人口は 1955 年をピークに減少を続けており、現在はピーク時の半数ほどとなっています。出生数と死亡数の差し引きによる自然動態では、1987 年以降「自然減」の状態が続いており、20 歳代、30 歳代の未婚率の高さが合計特殊出生率の低さにつながっているものと思われます。

また、転入者数と転出者数の差し引きによる社会動態では、一貫して「社会減」の状態が続いており、移住の促進と定住対策が急務となっています。

#### 【特性】

- 県内で最も低い合計特殊出生率
- 高い未婚率
- 進学や就職に起因する転出超過

#### 【課題】

- 結婚支援
- 子供を生き育てやすい環境の整備
- 移住・定住の促進

### 5 生活基盤

本市は、市域の大部分が日本海に突き出た半島であり、半島地域特有の複雑な地形ゆえに、道路は改良・改善等が求められてきました。近年は、幹線道路の改良や新設が進みつつあり、市内各地域間の移動時間は、短縮されつつありますが、国道は依然として改良が必要な区間があります。

また、日本海や八郎湖などの水面に囲まれ、恵まれた自然環境を保全するためにも、下水道など生活排水処理の普及に努める必要があります。

**【特性】**

- 半島特有の地理的条件
- 複雑な地形に合わせて点在する居住地区
- 上下水道、都市ガス、光通信網など整備が進んでいるインフラ

**【課題】**

- 道路交通網の整備による日常生活の利便性向上
- 公共交通機関の維持・確保
- 下水道や光通信網の加入促進

## 第4章 都市像

### 第1節 まちづくりの基本理念

本市のまちづくりは、男鹿市民憲章を尊重して住民と行政が互いに力を合わせ、豊かで住みよい地域共同社会の実現を基本理念として推進します。

### 第2節 都市像

市民の夢の実現に向かう活力はまちづくりの源であり、その活力は本市の発展を牽引していくものと考えます。

オール男鹿で、本市の将来あるべき姿を市民とともに考え、行動する協働のまちづくり、それぞれの夢の実現に向けて、だれもが健康に暮らせる地域社会の形成をまちづくりの根幹として考え、目指す都市像を次に定めます。

「健康・教育・環境でみんなが夢を実現できるまち」

## 第5章 まちづくりの基本目標

### 1 産業の振興

本市の魅力を生分に発揮できる観光の振興や、産業として魅力と誇りを感じることでできる農林水産業の振興を図るとともに、資源を活かした地場産業の活性化や起業の支援など、産業の振興を目指します。

### 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

本市の道路・交通体系の整備、地域情報通信基盤などの都市基盤整備を計画的に進め、利便性の確保を図るとともに、自然環境の保全に配慮しながら、快適な暮らしと新たな地域間交流の促進のための生活基盤の整備を推進していくことで、人と自然が共存する地域づくりを目指します。

### 3 生活環境の整備

本市では、子供から高齢者まですべての市民が生涯にわたり安全に暮らし、積極的に社会参加ができるように、関係機関との連携を図り、地域ぐるみの防犯活動を展開します。また、交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、情報提供や安全教育を行うなど、市民生活の安全対策を推進し、こころ和む郷づくりを目指します。

## 4 地域共生と福祉の増進

本市における健康づくりの推進、医療体制の構築、福祉サービスの質的充実を図り、かつ、保健・福祉・医療の包括的で連携のとれたサービス提供に努め、ともに暮らし、ともに助け合う環境を整備し、生きがいと安らぎに満ちたまちづくりを目指します。

## 5 医療の確保

本市の拠点医療施設である男鹿みなと市民病院の機能充実を図るとともに、診療所および周辺医療機関との緊密な連携により、常に新しく良質な医療サービス提供を目指します。

## 6 教育の振興

子供たちの学ぶ意欲を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む学校教育を目指します。また、生涯にわたって市民一人ひとりが学び続けたりスポーツに親しんだりできる環境を整備し、「健幸都市」づくりを目指します。

## 7 地域文化の振興

本市に伝わる民俗行事や文化財、郷土芸能などを保護・保存し、後世に継承し、地域の心のよりどころとする、文化・伝統のまちを目指します。

## 8 集落の整備

本市では、まちづくりの運営にあたり、住民への適切で迅速な情報提供を図ることや、地域の住民が主体的に行う地域活動を支援し、地域コミュニティの維持・活性化に取り組み、効率的・計画的な行財政運営を行いながら、住民と行政が知恵を出し合い、ともに育む地域づくりを目指します。

## 9 人口減少対策

人口減少問題は、本市の最大の課題であり、未婚率の改善や移住・定住の推進を図るため、結婚支援を実施するほか妊娠・出産・子育て支援などの施策を重点的に展開し、人口減少の抑制を目指します。



## 第6章 まちづくり基本計画

### 1 産業の振興

#### 【基本方針】

ナマハゲやハタハタなど地域資源の発掘や磨き上げにより地域のブランド力を高め、本市の魅力を存分に発揮できる観光の振興や、産業として魅力と誇りを感じることのできる農林水産業の振興を図るとともに、資源を活かした地場産業の活性化や起業の支援などを図ることで、産業の振興を推進します。

#### 1 農林水産業の振興

##### ◆農業

#### 施策の基本的な方向性

担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を推進するとともに、生産基盤の整備、複合型生産構造への転換に対応した農業の振興を推進します。併せて、農村の多面的機能が将来にわたって維持・発揮されるよう農村の振興を図ります。

#### 【現状と課題】

本市の農業は、豊かな自然環境がもたらす肥沃な大地により、稲作を中心に和梨・メロン・ねぎ・花き・大豆等を生産しながら、土地の保全や自然環境維持の役割を果たしています。

農業生産の現場では、農地中間管理機構を活用した大規模ほ場整備の実施や、整備後の園芸メガ団地では、ねぎの大規模経営に取り組むなど、新たな動きが見られます。

今後はさらに、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化の推進、生産基盤整備の推進、複合型生産構造への転換に対応した農業の振興が求められています。併せて、農村の多面的機能が将来にわたって維持・発揮されるよう農村の振興を図っていく必要があります。

#### 【参考データ】

農家および農家人口（販売農家）

区分	農家数				農家人口				
	計	専業農家	兼業農家		15歳以上の世帯員数計	自営農業に従事した人	自営農業に従事した人のうち		自営農業に従事しなかった人
			第1種	第2種			自営農業が主の人	農業以外の仕事が主の人	
平成22年	1,189	357	264	568	4,079	3,148	1,979	1,169	931
平成27年	904	363	186	355	2,869	2,246	1,502	744	623

経営耕地面積（販売農家）

区分	田		畑		樹園地		耕地計	
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
平成22年	1,163	3,853	676	343	67	71	1,195	4,266
平成27年	874	3,254	483	238	57	61	904	3,553

以上資料：農林業センサス

## 【基本施策】

### 1 地域を支える担い手の育成・確保

#### (1) 経営能力に優れた経営体の育成

- ① 農地中間管理機構を活用して、地域内に分散する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付けることで、担い手への集積・集約化を推進します。
- ② 担い手のさらなる経営発展のため、国・県等の補助事業及び制度資金を活用して、経営の多角化や新たな事業展開を支援し、経営能力に優れた経営体を育成します。
- ③ 担い手不足の解消・生産性の向上・低コスト化のため農業法人制度の普及・啓発に努め、集落営農の組織化・法人化を促進します。

#### (2) 新規就農者の育成

- ① 就農意欲の喚起と就農後の定着等を図るため、就農の準備や所得の確保、農業法人等が実施する実践研修等を支援し、新規就農者の育成・確保の取組を促進します。
- ② 新たに農業経営を開始する青年等が、効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、県の取組等を活用するとともに、青年等就農計画の作成を支援し、認定就農者の認定取得を促進します。

#### (3) 女性農業者の主体的活動を推進

女性農業者は地域農業の振興や6次産業化の展開に重要な役割を担っていることから、女性農業者が主体的に取り組む直売所活動や農産物加工等の起業活動を支援します。

### 2 担い手への農地集積・集約化

#### (1) 人・農地プランの作成

各地域の人と農地の問題を解決していくため、水土里情報システムを活用して地域の話し合いを進め、地域農業の将来の在り方などを明確化し、実質化された人・農地プランの作成と定期的な見直しを推進します。

#### (2) 農地中間管理機構の活用

農地中間管理機構の「地域の人・農地プランと連動した取組」、「基盤整備事業と連動した取組」、「農業法人等が分散した農地を交換により集約化するための取組」等により、担い手への集積・集約化を推進します。

### 3 生産基盤施設の整備

- ① 大型機械導入などにより効率的な営農による生産コストの低減、農用地の利用集積を図るため、大区画ほ場及び農道の整備を推進します。
- ② 農用地や農業用施設を災害から未然に防ぎ、農業生産性の維持向上を図るため、ため池等の施設整備を推進します。
- ③ 用水の安定供給、水田の汎用化や資源の維持・保全管理を図るため、用排水施設等の整備を推進します。

### 4 複合型生産構造への転換

#### (1) 加工用米等の戦略作物の生産拡大

高齢化、人口減少等による米の消費減少が今後も続く中、米政策の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、水田フル活用による備蓄米、うるち・もち加工用米、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進します。

#### (2) 実需者ニーズ等に対応した産地づくり

- ① 和梨・メロンは、農家所得の向上と産地の維持・拡大を図るため、市場性の高い新品種や新技術の導入による、高品質・安定生産を推進します。

② 大豆は、担い手を中心に、ほ場の団地化・ブロックローテーションを図り、高品質・安定生産を推進します。

③ 畜産は、優良雌牛や肥育用の子牛の導入を支援し、経営の安定を図ります。

### (3) 園芸品目の生産拡大

① 園芸メガ団地の育成や戦略作物の産地拡大、経営の複合化などにより付加価値の創出が期待できる取組に必要な施設・機械の導入を支援します。

② 需要が増加している加工・業務用ニーズに対応した、ねぎ・たまねぎの生産を拡大するために必要な生産施設・機械の導入を支援します。

③ 葉たばこは、産地の維持を図り、省力化施設・機械の導入を支援します。

④ 菊の園芸メガ団地では、国のスマート農業実証事業を活用し、安定出荷・大規模生産を推進します。

## 5 農業の有する多面的機能の発揮の促進

### (1) 多面的機能支払制度への取組

担い手に集中する水路、農道等の管理を地域全体で支えることで担い手への農地集積を後押しするとともに、地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の地域資源の保全活動（農地維持支払）や、質的向上を図るための共同活動等（資源向上支払）を支援し、多面的機能の維持・発揮を促進します。

### (2) 中山間地域等直接支払制度への取組

中山間地域等における高齢化や人口減少の進行を踏まえ、農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払を引き続き実施し、農業生産活動の維持と多面的機能の確保を促進します。

## 6 6次産業化の推進

① 農作物の安定供給や高付加価値化の推進を図るため、6次産業化サポートセンター（農業公社）や秋田中央地域地場産品活用促進協議会と協力し、6次産業化プランナーの活用や地場産品を使用した商品開発などのサポート活動を支援します。

② 地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な事業展開を図る女性農業者を支援します。

## 7 生産流通体制の強化

① 小規模経営農家の収入増加や経営安定を図るため、男鹿市複合観光施設「道の駅おが」（以下「オガーレ」という）を核とした直売を促進します。

② 一年を通じて安定的な農産物の供給を図るため、生産体制の強化を支援します。

## ◆林業

### 施策の基本的な方向性

林業の振興を図るため、林業担い手の育成と計画的な間伐、間伐材の有効活用を促進します。

また、森林のもつ多様な公益的機能の発揮と合わせた、レクリエーションの場としての活用や海洋資源を保持するための森づくりを図るとともに、森林の保護保全に努め、松くい虫及びナラ枯れの防除対策や被害森林の整備を推進します。

## 【現状と課題】

本市の森林面積は、令和元年10月現在12,347haで、その内人工林面積は8,319haで67.4%が杉で占められています。

現在、森林の整備にあたり、「森林経営計画」を作成し、施業の集約化による間伐等を推進しています。今後さらに林業の振興を図るためには、林業担い手の育成と計画的な間伐、さらには間伐材の有効活用を促進することが必要です。

また、森林のもつ多様な公益的機能の発揮と合わせ、レクリエーションの場としての活用や海洋資源を保持するための森づくりを図る必要があります。

本市は地形上災害が発生しやすい地域が多いことから、山腹崩壊、土砂の流出防止等森林の保護・保全に努めるとともに、松くい虫及びナラ枯れ等の森林病虫害により貴重な森林が消失して自然景観を損ねている現状から、この防除対策や被害森林の整備を推進する必要があります。

## 【基本施策】

### 1 森林施業の推進

健全な森林を長期的な観点から計画的に維持・育成していくため「森林経営計画」を作成し間伐など施業の集約化を図るほか、生産基盤強化のため路網整備を推進し、森林整備に努めます。

### 2 森林の保護・保全と利用

- ① 山腹崩壊、土砂流出の防止など森林の保護・保全に努めます。
- ② 地方行政機関(森林管理署、県、周辺市町村)、森林組合、森林所有者等の連携により森林病虫害の効率的な防除に努めるとともに、森林のもつ公益的機能の確保を図ります。
- ③ 国有林・民有林を通じて川上から川下まで一体となり、関係者の一層の合意形成を進め、木材及び林産物の効率的な加工と安定供給体制の整備を推進します。

### 3 林業担い手の確保・育成

- ① 林業関係の講習会や研修会への積極的な参加を促し、林業技術や知識の取得向上に努めます。
- ② 秋田県林業大学校の活用を通じて、将来的に林業経営を担う人材の確保・育成を推進します。

## 【参考データ】

林野面積利用地種別（令和元年）

区 分	面積 (ha)
林 野 面 積	12,476
現況森林面積	12,347
国 有	2,181
民 有	10,165
森林以外の草生地	129

資料：秋田農林水産統計年報



## ◆水産業

### 施策の基本的な方向性

水産資源の維持・増大を図るため、中高級魚等の種苗放流、増養殖に努めるなど、県水産振興センターと連携しながら栽培漁業や資源管理型漁業を強力に推進するとともに、漁場や漁港の整備を図ります。

また、水産資源の有効利用と安定的な供給先の確保のため、加工品の開発を促進するとともに、消費者へのPRや販路拡大を図る取組を支援します。

### 【現状と課題】

本市は、県内最大の漁場を有しており、漁獲量は約3,500トンと県全体の約半分を占めています。市では、水産資源と漁獲量の確保を図るため、アワビやガザミなどの種苗放流や増養殖等の「つくり育てる漁業」、地場産の水産物の付加価値を高める水産加工などの取組に支援しています。

また、市の魚、県の魚であるハタハタについては、資源の回復を図るため、自然ふ化による放流に取り組んでいます。

しかし、本市の漁業就業者は、個人経営が主で高齢化傾向にあり、後継者の確保・育成が大きな課題となっています。

こうしたことから、資源の維持・増大を図るため、中高級魚等の種苗放流、増養殖に努めるなど、県水産振興センターと連携を図りながら、栽培漁業や資源管理型漁業を強力に推進するとともに、漁場の整備を図る必要があります。

漁業生産基盤である漁港については、水産基盤整備事業等の計画に基づき長寿命化を進めていますが、さらに、地域に密着した安全な漁業基地とするため、環境整備に努める必要があります。

水産資源の有効利用と安定的な供給先の確保のため、加工品の開発を促進するとともに、流通販売の強化が必要となっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本市の観光・飲食を中心とした第三次産業だけでなく、供給元の水産・加工業においても価格の低下や在庫の滞留など大きな影響を及ぼしているため、さらなる販路拡大を図り、生産流通体制を強化する必要があります。

また、コロナ禍の収束を見越して、新たな水産加工品の開発を促進し、販路拡大や安定的な供給先を確保するなど、流通販売の強化が必要です。

### 【基本施策】

#### 1 つくり育てる漁業の推進

秋田県水産振興センター、秋田県栽培漁業協会及び漁業者等と密に連携をとり、「つくり育てる漁業」による継続的な種苗放流と資源管理型漁業の推進により、重要魚種の生産拡大と資源の維持・増大を図ります。

- ① キジハタ、ガザミ、アワビなどの放流及び増養殖事業等を推進します。
- ② ハタハタ、ヒラメ、サケなどの魚種やイワガキ、アワビなどの地先資源の合理的利用を図ります。
- ③ ワカサギのふ化放流を推進します。

#### 2 漁業生産基盤の計画的整備

##### (1) 漁港・漁場等の水産基盤の整備

- ① 漁業生産の拠点である漁港の安全性を向上させるため、基本施設の長寿命化に努めます。
- ② 老朽化した漁港施設の機能を保全するため、保全工事を実施します。
- ③ 沿岸漁場の生産性の向上を図るため、沿岸域から沖合域にかけて魚礁の整備や藻場の造成

など、漁場の整備開発を推進します。

## (2) 漁業を支える人づくりの推進

次代の漁業を担う漁業団体や青年グループの学習及び交流の活動を強化し、地域における自立経営型の漁業者を育成するため、漁業後継者対策事業を推進します。

## (3) 生産流通体制の整備促進

- ① 漁業者の収入増加のため、ハタハタ等漁獲量の多い魚を有効活用した加工品開発と販路拡大を図る取組を支援します。
- ② 市民や観光客に新鮮な魚介類を提供するなど、観光との有機的な結びつきを図るため、農産物と一体となり、オガーレを核とした直売を促進するとともに、地引き網やサケ稚魚放流等の漁業体験学習を推進します。
- ③ 小規模経営漁業者の収入増加や経営安定、事業の持続化を図るため、オガーレへの出品を促進します。

### 【参考データ】

規模別漁船隻数（平成29年1月1日現在）

区 分	隻	トン
総 数	934	2,261.9
動力船 計	930	2,240.4
0～ 3 t未満	740	1,012.7
3～ 5 t未満	155	664.4
5～ 10 t未満	11	81.4
10～ 20 t未満	23	382.9
20～ 50 t未満	—	—
50～ 100 t未満	1	99.0
100～ 200 t未満	—	—
200～ 500 t未満	—	—
500 t以上	—	—
無動力船	4	21.5

資料：農林水産課



水揚げ風景



競りの風景



男鹿産アマダイ

## 2 観光の振興

### 施策の基本的な方向性

滞在型観光につながる持続可能な取組を活性化させていくため、観光地域づくり法人（登録DMO）と一体となった観光振興を推進します。

また、地域の魅力を多方面に発信するため、ターゲットを明確にした誘客プロモーション活動を展開するほか、官民一体となった教育旅行の誘致や秋田県と連携したインバウンド誘客、利用者目線に立ったホスピタリティの向上に取り組みます。

### 【現状と課題】

本市は、男鹿国定公園として恵まれた自然景観や文化財など観光資源が多いことから、東北地域における主要な観光地になっています。

本市における観光客数を見ると、オガーレの完成や「男鹿のナマハゲ」のユネスコ無形文化遺産の登録、大型イベント等の効果により平成 30 年から日帰り客数は回復が見られましたが、宿泊客数は減少傾向にあり厳しい状況にあります。

このことから、観光イベントの充実や教育旅行の誘致、新たな需要を創出するためのサイクリングを始めとしたスポーツツーリズムの推進、インバウンドの誘客などにより、宿泊客の増加を目指す必要があります。また、二次交通の充実、ホスピタリティの向上などにより、受入態勢の強化を図るとともに、周辺地域との連携や冬期間の観光資源の掘り起こしを進め、誘客宣伝活動を一層推進する必要があります。

さらに、観光地としての特色を出すために、オガーレを核として、農林水産業などの関連産業と連携し、地域資源と結びついた観光を推進することにより、地域経済の発展を促す必要があります。

## 【参考データ】

### 観光客数の推移

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	
総 数 (千人)	1,901	1,868	1,873	2,344	2,589	
対 前 年 比 (%)	66.4	98.3	100.3	125.1	110.5	
内 訳	宿 泊 (千人)	136	129	126	116	117
	日 帰 (千人)	1,765	1,739	1,747	2,228	2,472
	割合 (宿泊/総数 %)	7.2	6.9	6.7	4.9	4.5
消 費 額 (百万円)	5,943	5,772	5,889	8,451	9,693	
1 人当たり消費額 (円)	3,126	3,090	3,143	3,604	3,743	

\* 宿泊はキャンプ場・コテージを除く

## 【基本施策】

### 1 観光地域づくり法人（登録DMO）と一体となった観光産業の振興

- ① 旅行者等と地域をつなぐ、観光地域づくりのかじ取り役を担う観光地域づくり法人（登録DMO）の発展を推進します。
- ② 各観光施設の周遊促進や、旅行者ニーズに対応した宿泊サービスの提供による地域の魅力の向上、教育旅行やスポーツ合宿等の誘致を図ります。
- ③ スポーツや文化を活用した新たな旅行商品の開発や、素材の磨き上げを通して、男鹿観光の魅力向上を図ります。

### 2 観光誘客宣伝・受入態勢の整備

#### (1) 観光情報発信の強化と積極的な誘客プロモーションの展開

- ① 地域の魅力を広く発信し、来訪に結び付けるため、インターネットやマスメディアの各種媒体を効果的に活用します。
- ② 観光素材の魅力度の向上を図り、SNSの活用など情報発信の強化に取り組みます。
- ③ 観光誘客拡大のための誘客プロモーション活動を積極的に展開します。

#### (2) ターゲットを意識した着地型旅行商品造成の推進

- ① 自然や景観、歴史、伝統、文化、食など、男鹿ならではの観光資源を磨き上げ、男鹿観光の魅力向上を図ります。
- ② スポーツツーリズムやナマハゲ文化ツーリズムなどの旅行プランや商品の造成を推進します。
- ③ 本市への観光客の多い台湾や訪日観光客の増加が顕著な中国など訪日旅行意欲が高いアジ

アをメインターゲットとして、県と連携しながらインバウンド誘客に継続して取り組みます。

### (3) おもてなしの心を込めた受入態勢の整備

- ① 観光地としての受入態勢を構築するため、二次アクセスを整備し、交通拠点と観光スポット、観光施設、宿泊施設間の移動の利便性向上を図ります。
- ② 多言語に対応した観光案内機能・設備の充実を図るとともに、市民を挙げてホスピタリティの向上を推進します。
- ③ 交通拠点、観光スポット等の整備を図り、バリアフリー観光を推進します。

## 3 観光拠点等の整備

### (1) 快適な環境整備の推進

再び訪れたい観光地とするため、観光拠点の草刈り、清掃を実施するほか、公衆トイレを清潔な状態に保ち、観光客の受入環境を整備するとともに、美しい景観の保全・維持を図ります。

### (2) 観光施設の維持管理

観光施設の適切な維持管理に努めるとともに、今後の施設のあり方を検討していくことで、効率的かつ効果的な観光振興を図ります。

#### 主な観光資源

景 観	入道崎、八望台、西海岸、ゴジラ岩、鶴ノ崎海岸、寒風山、宮沢海岸、安全寺の棚田、滝の頭湧水、一ノ目潟、二ノ目潟、三ノ目潟
行 祭 事	なまはげ柴灯まつり、鯛まつり、男鹿駅伝競走大会、宮沢海岸夕陽フェスティバル、男鹿ナマハゲロックフェスティバル、日本海メロンマラソン、男鹿日本海花火、大晦日のナマハゲ
観光施設	なまはげ館、男鹿真山伝承館、真山神社、赤神神社五社堂、男鹿水族館GAO、寒風山回転展望台、入道崎灯台、観光遊覧船、オートキャンプ場（なまはげオートキャンプ場、キャンパルわかみ）、男鹿総合観光案内所、インフォメーションセンターわかみ、男鹿温泉交流会館五風、複合観光施設「道の駅おが」、男鹿市ジオパーク学習センター
温泉施設	男鹿温泉郷、温浴ランドおが、夕陽温泉WAO、金ヶ崎温泉、戸賀温泉

以上資料：観光課、文化スポーツ課

## 3 商工業の振興

### 施策の基本的な方向性

オガレを中心とし、男鹿産の新鮮で安全な農水産物、加工品を産地直送で販売し、男鹿の魅力を直接消費者に広く伝え観光客を呼び込みます。

また、男鹿駅周辺の整備により、新たな人の流れに繋げることで、中心市街地における賑わいやふれあいを創出し、既存商店街の振興を図るほか、空き店舗の利活用を促進し、賑わいあふれる商店街づくりを推進します。

#### ◆工業

##### 【現状と課題】

本市の工業は、建設業や製造業等の誘致企業が主流をなしていますが、地域経済の低迷、半島特有の地理的条件により産業立地が進まないことなどから事業所数が減少し、従業員数、出荷額も減



少傾向にあるなど、全体として企業競争力は低下し、今後も厳しい状況が予想されます。

加えて、令和2年1月からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、国外との取引を主とする製造業等を中心に、観光業・運輸業など幅広い業種に対し深刻な影響を及ぼしています。

このため、工業においては、コロナ禍の収束後を見越した国際化の進展や地域間競争に対応するため、技術基盤、経営基盤を強化する必要があります。また、新商品の開発など技術力の強化により既存工業の振興を図る必要があります。さらに、経営基盤の脆弱な中小企業の経営の安定化と活性化を図るため、必要な資金のあつ旋など金融の円滑化、基盤整備及び製品需要の拡大促進などの支援に努める必要があります。

港湾の活用としては、豊富な観光資源を活用した、新たな地域産業の創出の促進を図るとともに、船川港のポートセールスに取り組み、取扱貨物の増加による既存事業所の規模拡大を支援するなど工業等の振興を図る必要があります。さらに、秋田県内における洋上風力発電事業について、「能代市、三種町および男鹿市沖」など沿岸区域での進捗が見込まれることから、船川港のメンテナンス等への活用促進に向けた地元意識の高揚を図るとともに、関連産業の集積や、物流機能の強化等による産業振興を図る必要があります。

## 【基本施策】

### 1 技術、技能の高度化と新エネルギー関連産業の振興

- ① 男鹿市誘致企業等懇話会などを通じた企業間連携を図ることにより、各事業所の特徴を生かした新たな事業展開を促進します。
- ② 本市の特性を生かし、有効な資源としての風力、太陽光等を活用した新エネルギーの導入や、関連産業の集積を促進します。

### 2 中小企業の経営安定と活性化及び創業支援

- ① 商工会、金融機関等との連携を強化し、必要な資金のあつ旋や保証料の負担等による金融の円滑化など、市内中小企業の経営の安定と活性化に向けて支援します。
- ② 商工業振興促進制度などの活用促進により企業の基盤整備を支援します。
- ③ 市、商工会、観光協会及び金融機関が一体となり、創業を支援するための連絡バックアップ体制を構築するほか、日本政策金融公庫の創業者向け融資制度、県制度の新事業展開資金、あきた創業サポートファンド等支援制度の活用により、創業希望者がスムーズに創業できるようサポート体制を充実させるなど、創業によるUターン、Iターン、Jターン者の雇用を促進します。

### 3 地域産業の観光産業化と港湾の活用

- ① 観光分野に新たなビジネスチャンスを見出すために、地域資源を活用した地場産業と観光との結びつきの強化を促進し、新たな地域産業の創出を図ります。
- ② 関係機関等と連携を図り、船川港や港湾未利用地の利活用に向けたポートセールスに取り組み、新たな企業の進出や取扱貨物量の増加により既存事業所の事業規模拡大を支援します。

## ◆商業

### 【現状と課題】

本市の商業は、集落に散在する小規模零細商店が店舗数では多数を占めていますが、市民の買い物行動が、地域の商店から郊外に進出した大型量販店へと変化してきたことから、商店数は減少傾向にあります。特に中心市街地である船川地区では、男鹿駅周辺部を中心とした既存商店街の沈滞化がみられ、その他の地区でも集落における商店の空洞化が進んでいます。

このため、オガーレの開業をきっかけとした中心市街地のさらなる活性化や、男鹿駅周辺整備を再生の核として推進するとともに、賑わいやふれあいを創出できる商業環境の整備などにより魅力ある商店街を形成する必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、「新しい生活様式」に対応する店舗改修、新たな運営体制の構築等経営の改革を促進していくことが必要です。

### 【基本施策】

#### 1 中心市街地の活性化

- ① オガーレを中心とした、男鹿駅周辺の活性化を図るため、事業者・団体等のほか新規起業家への支援を行うことにより、賑わいの創出と地域経済の活性化を図ります。
- ② 船越地区の未利用地への商業施設の設置に向けた働きかけを行います。
- ③ 既存事業者への支援や空き店舗の利活用などにより、賑わいやふれあいを創出し、魅力ある商店街の形成を促進します。

#### 2 商業環境の整備と小規模店舗の経営近代化の促進

- ① 多様化する消費者ニーズ、複雑化する産業構造に対応するため、事業者意識の向上、販路拡大等に係る支援を行い、小規模店舗の事業継続を促進します。
- ② 各種のイベントと結びつけた企画の実施を促進します。

## ◆観光資源の活用と販路の拡大

### 【現状と課題】

特産品については、農林水産業や観光産業と連携し、地場産品を活用した新商品の開発や既存商品の改良を促進するとともに、消費者ニーズを的確にとらえ宣伝や販路拡大を図る必要があります。

### 【基本施策】

- ① 農林水産業や観光産業の各機関・団体との連携を強化し、地場産品を活用した特産品としての新商品の開発や既存商品の改良を促進します。
- ② 展示会などへの新商品の出展を促すほか、特産品の販路拡大を図ります。
- ③ 男鹿の地域ブランドを高め、市場での優位性を確保し、販路拡大を図ります。

## 4 人材の活用と就労機会の充実

### 施策の基本的な方向性

商工団体、金融機関等との連携及びあきた創業サポートファンドの活用などにより、コミュニティビジネス、空き店舗を活用したITビジネス及び飲食店等を行う起業家を支援し、地域産業の振興を図ります。

本市においては「社会保険・社会福祉・介護事業」の雇用力が比較的高いことから、就業資格取得制度による人材育成を図り、ハローワーク男鹿、男鹿雇用開発協会、地元高等学校と連携し若年者の地元就職を促進します。

また、医師等修学資金を貸与することにより、男鹿みなと市民病院における医療人材の確保と本市への定住人口の増加を図ります。

### 【現状と課題】

本市の雇用状況は、近年の経済政策による景気回復に伴い改善傾向にあります。有効求人倍率は県平均を下回る状況で推移しています。

市内事業所の特徴としては、従業員30人未満の小規模企業が多くを占め、全体として労働集約的な基礎素材型、生活関連型の業種が多く、事業拡大や新分野進出といった意欲的な企業は少ないことが挙げられます。

一方で新たな企業の進出は、若年労働力の市外流出の防止や地域の活性化に有効であることから、商工業振興促進制度など独自の支援策等により誘致に努めています。

今後も、秋田県企業誘致推進協議会との連携による誘致活動の展開や、船川港臨港部などの未利用地を活用した企業立地の促進、既存企業が取り組む事業拡大への支援や創業支援による雇用機会の拡大を図る必要があります。

また、本市の恵まれた観光資源と豊富な農林水産資源を有効活用し、新しい地場産業の育成や雇用創出を促進するとともに、新事業に取り組む企業への支援等を通じて、産業の活性化策を推進する必要があります。

### 【基本施策】

#### 1 新規産業の導入

##### (1) 企業立地の推進

- ① 船川臨海地区などの未利用地を活用し、既存企業の拡大と新規企業の立地を促進します。
- ② 商工業振興促進制度などの企業立地支援策を活用し、秋田県企業誘致推進協議会との連携などにより誘致活動を推進します。

##### (2) 新規産業の創出や起業の推進

- ① 観光資源と農林水産資源等を有効活用した新たなサービスや商品の開発を促進し、産業の振興を図ります。
- ② 市、商工会、観光協会及び金融機関が一体となり、創業を支援するためのバックアップ体制を構築するほか、あきた創業サポートファンドの活用などにより、コミュニティビジネス、空き店舗を活用したICTビジネス及び飲食店経営等を行う起業家を支援し、地域産業の振興を図ります。
- ③ 男鹿市誘致企業等懇話会等を通じた、市内企業活動の的確な情報収集により、各事業所の特徴を生かした取組に対する支援を行います。

## 2 地元雇用機会の拡大

### (1) 就業の促進

- ① ハローワーク男鹿、男鹿雇用開発協会、地元高等学校と連携し、高校生など若年層の地元就職と離職者の再就職の促進を図ります。
- ② 建設業・福祉等サービス業などの人材不足を解消するため、就業資格取得支援制度などにより雇用のミスマッチ解消を図ります。
- ③ 医師等修学資金を貸与することにより、男鹿みなど市民病院における医療人材の確保と本市への定住人口の増加につなげます。

### (2) 労働機会の拡大と能力活用

- ① 高齢者の豊富な知識と経験や能力を生かせる雇用環境の整備の促進を図ります。
- ② 心身障がい者の自立を促進するため、障がいに対応した職域の拡大や就労の場の確保に努めます。

## 5 船川港の活用

### 施策の基本的な方向性

国を挙げて取組が進められている洋上風力発電事業において、船川港は静穏性や、利活用可能な広大な土地を有しているといった利点を最大限に発揮することにより、メンテナンス拠点としての役割を十分に担っていくことが可能であることから、港湾の活用を関係機関に働きかけていきます。

また、洋上風力以外の事業においても、更なる利用促進を図るためポートセールスに取り組み、取扱貨物量の拡大を図ります。

### 【現状と課題】

船川港は古くから静穏な海域を有する天然の良港として知られ、これまで地域を支える港、避難港としてその役割を果たしてきました。

現在の主な取扱い品目は原油、石材、廃土砂、製材等で、近年における取扱貨物量は、平成 11 年の石油関連事業所の事業縮小以降、石油類等の取扱量が大きく減少したこと等により、25 万トンから 49 万トンの間で推移し、依然として低迷が続いています。

また、人口減少や若年層の流出、経済の停滞等により、地域の活力が低下しており、船川港は地域活性化をリードする地域振興港湾としての役割を強く求められています。

今後は、浚渫による規定水域の確保に努めるとともに、取扱貨物量の増大等船川港の活用を図るため、ポートセールスによる洋上風力発電関連の産業集積や物流機能の強化に向けて、関連企業の需要開拓のほか、未利用港湾用地の利活用に向けた港湾計画の見直し等について、官民一体となり取り組む必要があります。

さらに、みなどオアシスおがの構成施設であるオガーレ、男鹿マリーナ、船川港金川多目的広場等のレクリエーション施設や恵まれた海洋資源、観光資源等の魅力を活用するほか、港湾背後地と連携した賑わいあるみなど空間づくりを推進し、物流機能のみならず、地域間交流・国内外からの観光誘客による観光交流機能を併せもった多機能な港湾空間の形成を図る必要があります。

加えて、大規模地震、津波等の発災時に対する地域防災力の強化のため、港湾における防災面での施設整備を促進するとともに、地域住民の生命と財産を守るための避難施設の整備をはじめとした安全対策の促進により、港湾に対する理解を深め、防災意識を高めるための啓発活動を推進する必要があります。

地方港湾の戸賀港は、避難港としての役割を果たすとともに、漁船や観光船などの基地として利用されていますが、さらにその機能を高める必要があります。

【基本施策】

1 船川港の整備促進

(1) 港湾関係団体との連携による港湾機能の整備促進

- ① 船川港や港湾未利用地の利活用に向けたポートセールスに取り組み、洋上風力発電事業に関連する産業の集積、取扱貨物量の拡大を図ります。
- ② 安定的な港湾の利用を図るため、既存泊地の機能維持とさらなる利活用を促進します。

(2) 賑わいあるみなと空間づくり

市民や民間企業関係、団体等と連携し、港湾周辺のおガーレや、男鹿マリーナ、船川港金川多目的広場、男鹿市民ふれあいプラザ、男鹿市商工会館など、みなとオアシスの指定を受けた施設等の利活用を促進し、個性的で魅力あるみなと空間づくりを進め、港を核とした地域の振興を図ります。

2 戸賀港の整備促進

避難港としての機能維持を促進します。

【参考データ】

船川港の取扱い貨物量の推移

(単位：トン)

区 分		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
外 貿	輸 出	0	0	0	0	0	0
	輸 入	53,964	50,663	47,660	50,902	45,543	33,379
計		53,964	50,663	47,660	50,902	45,543	33,379
内 貿	移 出	212,557	309,101	95,111	209,672	143,153	244,431
	移 入	137,758	188,879	183,775	93,622	113,776	127,413
計		350,315	497,980	278,886	303,294	256,929	371,844
合 計		404,279	548,643	326,546	354,196	302,472	405,223

船川港の係留施設

施 設	規 模			
	階級(D/W)	水深(m)	バース数等	延長(m)
岸 壁	15,000ト	-10.0	1	185.0
	7,000ト	-8.0	1	145.0
	5,000ト	-7.5	2	260.0
物 揚 場		-4.0	1~3号、東基地C	805.0
		-3.0	1~5号、平沢	927.0
		-2.0	1~11号、羽立、 第二船入場、女川	2,007.0
		-1.8	平沢	120.0
日鉦ドルフィン	8,500ト	-9.0	1	276.0
備蓄ドルフィン	180,000ト	-19.0	1	480.0

以上資料：港湾統計年報

## 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

### 【基本方針】

本市の道路・交通体系の整備、地域情報通信基盤などの都市基盤整備を計画的に進め、利便性の確保を図ると同時に、自然環境の保全に配慮しながら、快適な暮らしと新たな交流の促進のための生活基盤の整備を推進します。

### 1 道路・交通網の整備

#### ◆国道・県道

#### 施策の基本的な方向性

本市の点在する居住地区及び産業活動地域と、数多くの観光地との一体性の確保を図るため、幹線道路の整備を図り、連続的で回遊性のある交通ネットワークの形成と高速交通へのアクセス道路の整備を推進します。

日常生活における生活道路の整備とともに災害時における避難路としての利便性の向上を図るため、改良、維持管理を推進します。また冬期間の安全で円滑な道路交通の確保及び歩行者安全確保のための除雪・防雪対策の充実を図ります。

#### 【現状と課題】

秋田自動車道（昭和男鹿半島 I C）、日本海沿岸東北自動車道（琴丘森岳 I C）の開通により高速交通体系へのアクセス道路整備が急務となってきています。特に本市にとっては観光・文化・産業・経済的交流など地域間交流・連携に大きな役割を果たすものであり、国道・主要地方道の整備促進を図る必要があります。

#### 【参考データ】

道路の現況（R2.4.1 現在）

区分	路線名	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)
国道	101号	50,032	97.5	100.0
主要地方道	入道崎寒風山線	22,623	100.0	100.0
	男鹿半島線	40,091	99.4	100.0
	男鹿八竜線	22,687	100.0	100.0
	男鹿琴丘線	25,174	83.5	100.0
	小計（4路線）	110,575		
一般県道	男鹿昭和飯田川線	14,193	79.8	100.0
	船越停車場線	145	100.0	100.0
	男鹿停車場線	66	100.0	100.0
	脇本脇本停車場線	661	93.5	100.0
	入道崎八望台北浦線	12,075	100.0	100.0
	払戸琴川線	9,831	94.3	100.0
	道村大川線	15,889	100.0	100.0
小計（7路線）	52,860			

資料：秋田地域振興局 建設部 保全・環境課

## 【基本施策】

### 1 国道 101 号の整備促進

浜間口地区の狭隘道路の解消を図るため早期完成を促進します。

### 2 主要地方道・一般県道の整備促進

通行の安全と利便性の向上を図るための整備を促進します。

## ◆市 道

### 【現状と課題】

本市は日本海に突き出た半島で、地理的条件から集落が点在していることから道路網の整備については地域の利便性と一体感を確保するという点からも重要な課題です。

また、幹線道路、生活道路の整備は生活基盤の確立、活力ある地域づくりを進める上でも重要であり、災害時の避難路、冬期間の車両・歩行者の安全確保等、早期整備が必要です。

### 【参考データ】

市道の現況

市道路線数	実延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
1,608	803,727	49.1	63.0

R2.4.1 現在 市町村道現況調査調べ

### 【基本施策】

- ① 本市の点在する居住地区及び産業活動地域と数多くの観光地との一体性の確保を図るため幹線道路の整備による連続的で回遊性のある交通ネットワークの形成の整備を推進します。
- ② 日常生活における生活道路の整備とともに災害時における避難路としての利便性の向上を図るため改良、維持管理を推進します。
- ③ 冬期間の安全で円滑な道路整備の確保及び歩行者の安全確保の推進と除雪・防雪対策の充実を図ります。

## 2 交通確保対策

### 施策の基本的な方向性

住民の移動手段と観光客の二次アクセス確保を図るため、地域公共交通の確保と J R 東日本との連携による男鹿駅を中心とした利便性の高い交通体系の構築を推進します。

### 【現状と課題】

本市の公共交通機関としての鉄道とバスについては、道路の高規格整備と車社会の進展にともない利用者数が減少しています。一方で、高齢化社会の進展や運転免許返納者の増加などにより、通院、通学、買い物などの日常の移動手段としての公共交通の需要は高まっており、運行の維持は地域の強い望みです。このため、常に状況を把握し関係機関と連携して利便性の向上を図っていく必要があります。

### 【基本施策】

- ① J R男鹿線（通称：男鹿なまはげライン）は、市域外への極めて重要な移動手段として、利用促進による維持確保を図るとともに、利用者の乗車目的に合う適切な運行ダイヤの設定を働きかけ、利便性の向上に努めます。
- ② 路線バスは、現在の公共交通サービスの水準を極力維持することを前提に、需要を踏まえた効率的な公共交通システムの構築を図り、生活バス路線の維持確保に努めます。  
また、J R男鹿線との連携を図るため、鉄道との乗り継ぎに配慮した生活路線バスの運行ダイヤを設定し、乗客の利便性の向上と利用促進に努めます。
- ③ 男鹿半島へのアクセスや半島内周遊など観光客のための二次交通について、生活路線バスとの連携を図りながら、関係団体、交通事業者等と一体となって整備を図ります。

## 3 電気通信施設の整備

### 施策の基本的な方向性

自然災害による光ケーブルの破損などに対し、張り替えや移設を行うなど適切な維持管理を図ります。

### 【現状と課題】

情報通信技術の急速な進展にともない、インターネット、携帯電話、光通信網などの普及で行政はもとより市民の生活スタイルも大きな変化を遂げつつあります。

本市では市内全域に光通信網が整備されているほか、テレビの地上デジタル放送移行に伴う新たな難視対策も完了しており、携帯電話の通話エリアも一部の非居住地域を除いてカバーされていることから、市民の間の情報格差は解消されています。

今後は、自然災害による光ケーブルの破損などに対し、張り替えや移設を行うなど適切に維持管理していく必要があります。

### 【基本施策】

- ① 民間事業者との連携により光通信網を活用した新たなサービスの提供を図るとともに、光通信網の適切な維持管理に努めます。
- ② テレビ共同受信設備の適切な維持管理に努めます。
- ③ 携帯電話などの移動通信設備について、高速化通信に対応するよう電気通信事業者との連携を図りながら通信施設の整備を促進します。

## 4 情報化の推進

### 施策の基本的な方向性

社会資本としての情報通信技術を活用し、観光産業の振興、地域産業の高度化、効率的な行政サービス等、市民サービスの向上を目指し、市民・企業・団体・行政が一体となって地域情報化を推進します。

### 【現状と課題】

本市が抱える様々な課題（産業振興、移住・定住対策、少子化対策、地域社会の維持・活性化等）に対応するために、ICTの利活用は必要不可欠なものとなっています。



国では、多様な分野におけるICTの効果的な利活用の促進に取り組んでおり、効率的で災害に強い「電子自治体」の実現に向けて各種施策を推進しています。

本市においても、行政の透明性・信頼性の向上、住民参加・民間との協働の推進、経済の活性化・行政の効率化を図るため、情報化の推進に取り組んでいく必要があります。

#### 【基本施策】

- ① 各種事務事業の電子化を推進するとともに、ICTを活用した申請、届出等の電子化により市民への各種サービスの向上を図ります。
- ② スマートフォンの普及や外国人観光客の増加に対応するため、公衆無線LANの整備を促進します。
- ③ 社会資本としての情報通信技術を活用し、観光産業の振興、地域産業の高度化、効率的な行政サービス等、市民サービスの向上を目指し、市民・企業・団体・行政が一体となって地域情報化を推進します。

## 5 地域間交流の促進

### 施策の基本的な方向性

地域コミュニティの機能や住民の連帯感強化を図るため、町内会や自主防災組織同士の連携や交流を促進します。

市民のふるさと意識の醸成や地域間の相互理解を深めるため、他の自治体との交流を推進します。

また、国際感覚を身に付け、異文化に対する理解を深め、思いやりの気持ちや感性豊かな心を育みます。

#### 【現状と課題】

人口減少が進む中で地域活性化を図る上では、地域間交流は不可欠なものとなっています。

地域コミュニティの機能や住民の連帯感強化を図るため、町内会や自主防災組織同士の連携や交流を促進する必要があります。

市民のふるさと意識の醸成や地域間の相互理解を深めるため、他の自治体との交流を推進する必要があります。

また、国際感覚を身に付け、異文化に対する理解を深め、思いやりの気持ちや感性豊かな心を育むとともに、インバウンドに対応できる人材の育成や、地場産業の国外への事業展開を促進するため、国際交流を推進する必要があります。

#### 【基本施策】

- ① 人口減少と高齢化が進む地域コミュニティにおいて、連帯による共助や見守り機能の強化、伝統文化の継承、自主防災組織の機能強化などを行うため、地域コミュニティ間の交流を促進します。
- ② 春日井市をはじめとする他の自治体との交流を推進し、地域間交流の機会を提供します。
- ③ 台湾、韓国、中国などからのインバウンドによる観光面での交流を推進します。

### 3 生活環境の整備

#### 【基本方針】

本市では、子供から高齢者まですべての人が生涯にわたり快適な環境で安全に暮らし、積極的に社会参加ができるように、防犯、防災、環境保全を図り、市民の生命、財産を守るため、生活環境の整備を推進します。

#### 1 上水道、下水処理施設等の整備

##### ◆上水道

#### 施策の基本的な方向性

上水道は、漏水等の原因となる老朽管の更新と各種施設設備を計画的に整備し、水利の効率的活用を図るとともに、需要の確保に努めます。また、滝ノ頭、一ノ目瀧を中心とした良質な水源の確保、水源周辺の環境保全と整備を図り、水質の保全と水源涵養機能の充実を推進します。

#### 【現状と課題】

本市では、市民が安全に上水道を使用できるよう、今後もその責任を果たし、信頼性を高めていく必要があります。

上水道事業では、これまでの拡張の時代から、維持管理、施設更新の時代へと大きな転換期を迎えています。根木浄水場を高度浄水施設へ更新しており、この後、滝ノ頭水源浄水場、若美浄水場など各施設の老朽化した設備の計画的な更新が必要となっています。

また、水源周辺における環境の変化が水質や水量に影響を及ぼすことから、水源周辺の環境保全と整備に取り組むとともに、新たな水源の確保をするため調査を進め、災害など緊急時における給水の確保と安全でおいしい水の安定供給及び普及率の向上に努める必要があります。

さらに、今後の人口減少を見据えて上水道の広域化を図りながら需要を確保する必要があります。

#### 【基本施策】

##### 1 水源周辺の環境保全

滝ノ頭、一ノ目瀧を中心とした良質な水源の確保と環境保全に努め、水質の保全と水源涵養機能の充実を図るとともに、根木浄水場周辺の水源調査を進めます。

##### 2 施設、設備及び老朽管の更新

- ① 漏水等の原因となる老朽管を耐震化と併せ早期の更新に努めます。
- ② 滝ノ頭水源浄水場のろ過設備及び電気設備を計画的に整備します。

##### 3 需要の確保

下水道の普及等に併せて井戸水の使用の上水道への切り替えを促進し、上水道の普及向上を図るとともに上水道の広域供給化を図ります。

##### ◆都市ガス

#### 【現状と課題】

市内全域に導管が布設され、普及率は 70.4%（令和元年度末）となっていますが、生活様式の変化や他燃料との競合などによる需要の落ち込みは避けられない状況であります。

また、非耐震管の更新事業等を推進し、保安の向上を図るとともに、地区整圧器の更新及び統廃合を実施し安定供給に努める必要があります。

## 【基本施策】

### 1 保安の確保

ガス事業法に基づく本支管漏洩検査、内管検査、消費機器調査を確実に実施し、保安の確保及び安全性の向上を図ります。また、令和2年度末で経年管取替事業終了後は、ガス本支管の耐震化事業を実施し、耐震化率の向上に努めるとともに、老朽化の進んでいるガス製造供給設備の更新を計画的に実施し、安定供給と保安の確保に努めます。

### 2 原料ガスの安定確保

申川鉱場産出の天然ガスの有効利用を図り、輸入天然ガス（LNG）との組み合わせにより、原料ガスの安定確保に努めます。

### 3 需要の開発

新規立地予定施設の情報収集により、設計事務所等への積極的な営業活動を推進します。また、ガスの利便性や環境にやさしい天然ガスの周知を図り、ガス給湯暖房システムや他燃料からの切り替えを促進し、収益の確保に努めます。

## ◆生活排水処理施設の整備

### 【現状と課題】

平成25年度に見直しを行った男鹿市生活排水処理基本計画では、地域の実情に応じた効率的かつ適正な生活排水処理施設の整備を推進するため、集合処理区域及び個別処理区域を一部変更し、平成30年度末の生活排水処理の普及率を81.7%、接続率を78.4%とすることを目標とし、公共下水道についても、令和6年度の概成を目指しています。

しかし、公共下水道の加入率は、少子高齢化などの社会情勢の変化や経済状況の停滞により、目標達成は厳しくなっています。

また、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水の生活排水処理施設は、各施設の老朽化が進行していることからトータルコストの縮減を図るため、長寿命化修繕計画を策定し計画的な維持管理及び更新等を推進する必要があります。

### 1 公共下水道

公共下水道は、3市4町1村の秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の関連公共下水道として、男鹿処理区は昭和53年度より、若美処理区は昭和63年度より事業に着手し、令和元年度までに男鹿地区は約587ha、若美地区は約226haの整備で終了し、供用を開始しています。

今後とも快適な市民生活と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、未接続となっている事業所及び世帯の加入促進に努めます。

### 2 農業集落排水施設

農村地域における生活様式の近代化、多様化により、家庭からの生活雑排水量が増加していることから、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の生育障害、農業用排水施設の機能低下などの農業生産環境だけでなく、集落内の水路における汚水の滞留、悪臭など生活環境への影響がみられます。五里合地区については農業集落排水整備事業により整備が完了し、その改善が図

られています。今後も農村生活環境の改善及び農業用排水の水質保全のため、未接続となっている事業所及び世帯の加入促進に努めます。

### 3 漁業集落排水施設

漁業集落の周辺には景勝地が多く、観光施設や集落内からの生活雑排水が漁港やその周辺海域に流出し、水質悪化の原因となっています。入道崎地区、若美地区及び門前地区については漁業集落排水整備事業により整備が完了し、その改善が図られています。今後も漁業集落内の生活環境改善及び公共用水域の水質保全のため、未接続となっている事業所及び世帯の加入促進に努めます。

### 4 合併処理浄化槽

公共下水道、農業・漁業集落排水施設など集合処理をする区域以外においては、家庭からの生活雑排水の排出により生活環境への影響が懸念されています。

こうした中で下水道等集合処理により整備が進められる区域以外については、合併処理浄化槽設置整備事業により整備に努めてきましたが、今後も身近な生活環境整備と公共用水域の水質保全を図るため、循環型社会形成推進地域計画に基づいて合併処理浄化槽の設置を計画的に推進する必要があります。

#### 【参考データ】

生活排水処理施設の普及状況

区分		年度				
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
行政区域人口：人		28,777	28,133	27,361	26,593	
公共	男鹿	処理可能人口：人	14,586	14,644	14,523	14,399
		普及率：%	50.7	52.1	53.1	54.1
特環	若美	処理可能人口：人	5,068	4,924	4,776	4,628
		普及率：%	17.6	17.5	17.5	17.4
農集	五里合	処理可能人口：人	1,322	1,288	1,239	1,172
		普及率：%	4.6	4.6	4.5	4.4
漁集	入道崎 門前	処理可能人口：人	447	429	400	379
		普及率：%	1.6	1.5	1.5	1.5
合併浄化槽		処理人口：人	1,176	1,171	1,151	1,136
		普及率：%	4.1	4.2	4.2	4.3
生活排水処理施設普及人口：人		22,599	22,456	22,089	21,714	
生活排水処理施設普及率：%		78.5	79.8	80.7	81.7	

普及率＝処理可能人口（生活排水処理施設普及人口）÷行政区域人口

各生活排水処理施設の供用開始年月日

流域関連男鹿市公共下水道	平成 元年 4 月 1 日
流域関連若美地区特定環境保全公共下水道	平成 4 年 4 月 1 日
五里合地区農業集落排水施設	平成 9 年 12 月 1 日
入道崎地区漁業集落排水施設	平成 14 年 1 月 21 日
若美地区漁業集落排水施設（特環へ編入）	平成 18 年 3 月 31 日
門前地区漁業集落排水施設	平成 24 年 4 月 1 日

## 【基本施策】

### 1 公共下水道

- ① 下水道整備地区の環境改善を図るため、加入率向上の啓発活動を推進します。
- ② 下水道事業を持続的に運営していくためには、今後増大することが予想される改築需要に対して施設全体の管理を最適化する長寿命化計画を策定し、効率的な管理に努めます。

### 2 農業集落・漁業集落排水施設

- ① 農業集落及び漁業集落の環境改善を図るため、加入率向上の啓発活動を推進します。
- ② 農業集落排水及び漁業集落排水施設は、事業の効率化と設備更新を見据え長寿命化計画を策定します。

### 3 合併処理浄化槽

集合処理区域以外の地域の環境改善を図るため、循環型社会形成推進地域計画に基づいて合併処理浄化槽の設置を計画的に推進します。

## ◆し尿の収集・処理

### 【現状と課題】

し尿の収集処理量は、公共下水道等の普及や人口の減などにより平成8年度から減少しており、収集にあたっては、地域別に許可業者が行っています。

し尿の処理は、男鹿市と潟上市で構成する男鹿地区衛生処理一部事務組合の「男鹿地区衛生センター」で行っています。同センターでは、し尿のほか浄化槽汚泥等の処理も行っており、質的・量的変化に対応できるよう処理対策を講じながら、環境保全に配慮した処理に努めています。

### 【基本施策】

- ① し尿の収集・運搬については、計画的な収集を図るとともに、許可業者に対し衛生管理などの適正な指導に努めます。
- ② 施設の適正な維持管理と整備のため、男鹿地区衛生処理一部事務組合と連携を図ります。
- ③ 男鹿地区衛生センターで受け入れたし尿の流域下水道への放流について、県及び男鹿地区衛生処理一部事務組合との連携により推進します。

### 【参考データ】

し尿処理状況

(単位：キロリットル)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
し尿	9,002	8,393	7,959	7,578	7,217
浄化槽汚泥	3,463	3,570	3,544	3,581	3,685
合計	12,465	11,963	11,503	11,159	10,902

資料：男鹿地区衛生センター

## ◆ごみの収集と処理

### 【現状と課題】

八郎湖周辺5市町村(男鹿市・五城目町・八郎潟町・井川町・大潟村)で構成される八郎湖周辺清掃事務組合が運営するごみ処理施設「八郎湖周辺クリーンセンター」が平成20年4月から稼働し、リサイクル施設も併設されていることから、ごみの大半は一元化処理が可能となっています。

ごみの収集運搬は、家庭系ごみについては委託方式で行い、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみの4分別で実施し、事業系ごみは排出する事業者が許可業者に依頼し有料で処理しています。なお、家庭系の粗大ごみは平成23年4月から有料で戸別収集しています。古布については平成24年9月から、水銀含有ごみは平成30年9月から拠点回収を行っています。

「八郎湖周辺クリーンセンター」で処理後に排出される焼却灰や破碎残さは、管理型の一般廃棄物最終処分場へ搬入し埋め立て処理しています。

令和元年度の排出量は9,225トンとなっています。1人1日当たりに換算すると935グラムですが、男鹿市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の令和7年度の目標値である約890グラムを上回っています。資源化を除いた家庭系ごみの1人1日当たりの排出量は678グラムであり、同計画の目標値である約500グラムを達成するためには約26%の減量化を進める必要があります。

また、令和元年度の八郎湖周辺クリーンセンターのごみ処理量によるリサイクル率は7.8%で、平成30年度の環境省調査結果の全国平均19.9%を大きく下回っています。

なお、一般廃棄物最終処分場並びにクリーンアップのごみ等を埋め立て処分している申川不燃物処理場及び戸賀不燃物処理場は残余年数が少なくなっていることから、施設の適切な管理に努める必要があります。

## 【基本施策】

### 1 ごみ処理施設の整備計画

- ① 大半のごみを処理する広域の中間処理施設「八郎湖周辺クリーンセンター」の修繕計画に基づく整備について、適切な維持管理と併せて、八郎湖周辺清掃事務組合との連携を図ります。
- ② 廃棄物を安定的・継続的に処理するため、一般廃棄物最終処分場等の適正な維持管理に努めます。
- ③ 最終処分に係る廃棄物処理施設整備計画に取り組み、適正な処理体制を確保します。

### 2 ごみの分別収集計画、体制整備

「八郎湖周辺クリーンセンター」の熱回収施設及びリサイクル施設の処理品目と整合性のある分別処理体制の整備を図ります。

### 3 ごみの減量化、資源化の促進

- ① 家庭から排出される生ごみの自己処理及び減量化を促進するため、生ごみ処理機などの購入に対する支援を行います。
- ② 粗大ごみの有料戸別収集を継続します。
- ③ 家庭系ごみの有料化により、ごみの発生抑制やリサイクルを促進するためのごみ減量施策を充実するとともに、公平な費用負担を図り、税の節約につなげます。また、ごみの排出量の減少により、施設の適正な維持管理及び延命化を図ります。

【参考データ】

八郎湖周辺クリーンセンター搬入量

(単位：トン)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
家庭系	可燃ごみ	7,053	6,788	6,554	6,278	6,239
	不燃ごみ	340	304	287	310	313
	粗大ごみ	121	95	112	148	141
	計	7,514	7,187	6,953	6,736	6,693
	1人1日当たり(g)	691	674	667	664	678
事業系	可燃ごみ	2,062	2,030	2,059	2,106	2,077
	不燃ごみ	1	4	7	9	7
	粗大ごみ	55	53	56	73	62
	計	2,118	2,087	2,122	2,188	2,146
資源ごみ		437	416	411	391	386
合計		10,069	9,690	9,486	9,315	9,225
合計1人1日当たり(g)		926	909	910	918	935

リサイクル率の状況

(単位：トン)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
八郎湖周辺 クリーンセ ンター	ごみ処 理量	10,069	9,690	9,486	9,315	9,225
	資源化 量	391	376	370	355	350
古紙収集量 (資源化量)		443	429	415	409	396
合計		10,512	10,119	9,901	9,724	9,621
うち資源化量計		834	805	785	764	746
リサイクル率		7.9%	8.0%	7.9%	7.9%	7.8%

以上資料：八郎湖周辺清掃事務組合、生活環境課



クリーンセンター



最終処分場

## ◆斎場

### 【現状と課題】

斎場は、昭和 62 年 12 月の供用開始以来 30 年以上経過しています。これまで建屋及び火葬炉設備については、適宜、修繕を行い施設の機能を維持してきましたが、全体的な老朽化が進んでいる状況となっています。

施設の安定した稼働・運営を維持していくため、施設の長寿命化や斎場のあり方を検討する必要があります。

### 【基本施策】

#### 1 施設の維持管理及び整備

公共施設等総合管理計画の個別施設計画に沿って、火葬炉及び建物内外装の整備を推進するとともに、施設の安定した稼働・運営を維持します。

### 【参考データ】

斎場利用状況

(単位：件)

区分	大人		子供		死産児		計		
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	合計
平成 27 年度	423	116			2		425	116	541
平成 28 年度	510	132			3		513	132	645
平成 29 年度	472	150			2		474	150	624
平成 30 年度	511	159		1	1		512	160	672
令和元年度	535	123					535	123	658

資料：生活環境課

## 2 消防・救急施設の整備

### 施策の基本的な方向性

市民の生命と財産を守るため、消防・救急施設や装備品等の更新整備を推進するとともに、地域防災の中核となる消防団員の確保に努め、消防力の充実強化を図ります。

## ◆消防

### 【現状と課題】

本市は、昭和 48 年に常備消防を広域消防体制に移行し、消防力の充実強化と市民の防災意識の高揚を図りながら、消防体制を確立しました。平成 18 年に消防組織法が一部改正され、市町村の消防広域化の取組が求められたことから、平成 19 年度に男鹿潟上南秋地区の 6 市町村で消防広域化協議会を設置し、広域化に向け協議を重ねたものの、運営方式や経費負担等の課題が解消されず、広域化の協議は凍結となりました。その後、平成 30 年 4 月に市町村消防の広域化に関する基本指針が改正されたことに伴い、令和 2 年 4 月に秋田県消防広域化推進計画が再策定されました。今後は、令和 6 年度までに、広域化のメリットが最も大きいとされる「全県一区」を将来のあるべき姿の一つとしながら、広域化対象市町村の組み合わせや時期、高機能消防指令センターの共同運用等



について、協議を進めることとなります。

男鹿地区消防本部では平成 26 年度に高機能消防指令システムを導入したほか、平成 27 年度に消防救急デジタル無線の運用を開始しています。引き続き効率的な活動体制の整備や、消防設備・装備品の更新整備など消防力の充実強化を図る必要があります。

非常備消防については、平成 25 年 12 月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、消防団が将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として位置づけられたことから、団員の確保や処遇改善、装備の改善等を進め、消防団の更なる充実強化を図る必要があります。

## 【参考データ】

消防体制の現況（令和 2 年 4 月 1 日）

区分	内 容	数 量
男鹿地区 消防一部 事務組合	消防職員	150
	消防ポンプ自動車	7
	化学消防ポンプ自動車	1
	大型高所放水車	1
	大型化学消防車	1
	救急自動車（予備救急自動車含む）	2
	高規格救急自動車	6
	救助工作車	1
	広報車	8
	指揮車	2
	泡原液搬送車	1
	災害対策車	1
	資機材搬送車	1
	水難救助車	1
消防団	消防団員	768
	小型動力ポンプ積載車	70
	小型動力ポンプ（軽可搬ポンプ含む）	86
水利	消火栓	518
	防火水槽	353
	その他水利	38

資料：総務課危機管理室

## 【基本施策】

### 1 火災予防の徹底

市広報や防災行政無線等を通じて、火災予防意識の高揚を図るとともに、住宅火災から市民の生命と財産を守るため、住宅用火災警報器の設置を促進します。

また、防火対象物や危険物施設の査察を実施し、防火管理体制の徹底など火災の未然防止に努めます。

### 2 消防力の充実強化

- ① 消防団員数の減少を防ぐため、地域における若手の団員確保をはじめ、女性消防団員や公務員等の積極的な入団促進を行うほか、男鹿市消防団協力事業所表示制度や学生消防団活動認証制度の推進、退職消防団員等に機能別消防団員としての入団促進等を図り、消防団員の

定数確保に努めます。

- ② 火災発生時には、迅速且つ安全に対応ができるよう、消防施設年次整備計画に基づいて消防器具置場や消防水利、消防資機材や安全装備品等の更新、整備を行ない消防力の強化を図ります。

### 3 特殊災害の防止対策

国家石油備蓄基地等の特殊災害については、関係機関との協力体制強化に努めます。

## ◆救急

### 【現況と課題】

救急業務は高度化が進み、救急救命士による処置の範囲が拡大しています。今後も高齢化の進展による人口構成の変化等により、救急需要は高まる可能性があることから、救急車の更新整備や救急救命士の増員、感染症対策に向けた装備等の充実を図る必要があります。

また、例年、海や湖沼などでの水難事故が多く発生することから、救助、救急体制の強化を図る必要があります。

### 【基本施策】

- ① 増加する急病者、交通事故などの救急措置に対応するため、救急車の更新整備や救急救命士の増員と育成、感染症対策に向けた装備等の充実を努めるほか、ドクターヘリの有効活用による救急業務体制の強化を図ります。
- ② 市民への応急手当の普及啓発を推進し、救命率の向上に努めます。
- ③ 水難事故防止のため、市広報やホームページ・防災行政無線等により、市民への注意喚起を行います。  
また、水難救助隊の救助艇や水上バイクなどの救助資機材等の更新整備を図り、救助体制の強化に努めます。

## 3 公園・緑地の整備

### 施策の基本的な方向性

公園・緑地については、レクリエーションや交流の場として整備に努めるとともに、地域住民やボランティア等と連携を図り、適切な維持管理に努めます。

### 【現況と課題】

現在、維持管理している公園は、都市計画事業で整備した総合運動公園 1 箇所、近隣公園 3 箇所、街区公園 29 箇所の計 33 箇所（47.23ha）のほか、その他事業による公園で計 5 箇所（17.98ha）の合計 38 箇所（65.21ha）となっています。

都市計画決定済みの未整備公園については、社会情勢の変化の中で見直しを図りながら、レクリエーション機能の充実や防災機能の役割を担う公園の整備に努める必要があります。

また、既存公園及び緑地は、安全と快適性の保持のため適切な維持管理が必要です。

### 【基本施策】

- ① 老朽化した公園施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の状況に応じ

て整備を実施し、施設利用者の利便性の向上を図ります。

また、都市計画決定済みの未整備公園については、都市公園の充足状況や公園施設の充足状況を検証し、整備方針を見直します。

- ② 地域住民やボランティア等と連携をとりながら安全と快適性を保持するため、適切な維持管理に努めます。
- ③ 良好な居住環境を創出するため、開発行為等宅地造成に際し、公園・緑地の設置を積極的に指導するとともに、その保全を図ります。

また、景観的機能や防災機能を果たす緑の公有地は、オープンスペースとして保全します。

#### 【参考データ】

都市公園の整備状況

(単位：箇所・ha)

区 分	都市計画決定		開設済み (R2)	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
街区公園	32	10.26	29	7.40
近隣公園	4	9.68	3	6.63
総合公園	1	15.00	—	—
運動公園	1	34.00	1	33.20
小 計	38	68.94	33	47.23
その他公園	—	—	5	18.02
合 計	38	68.94	38	65.25

資料：建設課

## 4 公営住宅の整備

### 施策の基本的な方向性

公営住宅は、定住対策の一環として、多様なニーズに対応した整備を推進するとともに、安全で良好な居住環境を創出するため、適切な改善等に努めます。

#### 【現状と課題】

若者の定住促進は、人口減少の抑制策や高齢化対策の重要な施策となっています。このため定住対策の一環として、平成29年度末までに公営住宅411戸、特定公共賃貸住宅15戸、計426戸の住宅の整備を実施しています。

しかし、近年、地区によって需用に偏りが生じていることと、既存の公営住宅は、狭小で老朽化した建物が多いため、多様なニーズに対応した公営住宅の整備を推進する必要があります。

#### 【基本施策】

安全で良好な居住環境を創出するため、ストック総合改善事業と計画的な維持補修を実施することにより、多様なニーズに対応した公営住宅の整備を推進します。

## 5 交通安全施設の整備

### 施策の基本的な方向性

交通安全に対する意識の啓発と交通マナーの徹底を図るとともに、カーブミラー、ガードレール、区画線等の交通安全施設を整備します。

## 【現状と課題】

本市の交通情勢は、県道男鹿半島線や国道 101 号の四車線化、秋田自動車道（昭和男鹿半島 I C）へのアクセス道の整備により、観光客の流入車両が増加しています。

交通事故発生件数は、平成 19 年に 100 件を切り減少傾向となっているものの、観光シーズンには観光客の車両が増加し、交通事故発生の懸念が高まります。

また、生活の夜型化による夜間交通量の増加や、高齢化に伴い高齢者が交通事故の被害者や加害者になるケースも増えています。

交通事故を未然に防ぐために、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図っていくとともに、交通安全施設の充実を進めていく必要があります。

## 【基本施策】

- ① 安全安心まちづくり市民大会、街頭キャンペーンなどを実施し、交通安全意識の高揚を図ります。
- ② 男鹿市交通安全協会、男鹿市交通安全母の会、男鹿市交通安全推進地域連絡協議会等の諸団体と連携を密にした街頭指導を実施するなど、交通事故の未然防止に努めます。
- ③ 車両や歩行者の安全確保を図るため、車道、歩道の整備や区画線、ガードレール、カーブミラー、道路照明灯、道路標識など、交通安全施設の定期的な点検を実施するとともに、整備充実を図ります。

## 6 環境の保全

### 施策の基本的な方向性

男鹿国定公園の豊かな自然環境を大切にし、この資源を次代に引き継ぐため、景観の保全に配慮しながら地域振興の推進に努めます。

市民の健康と生活環境を良好に保つため、環境保全に対する意識の高揚を図ります。

生活環境を快適にするため、全市一斉清掃の実施、各地域住民による地域ぐるみの清掃活動を通して、環境美化への意識の高揚を図ります。

### ◆環境保全

## 【現状と課題】

本市は、男鹿国定公園として、海・山・湖と変化にとんだ地形と海岸植生やブナ自然林、寒風山の半自然草原などの多様な植生に恵まれた優れた自然環境と美しい景観を有しています。これらの資源を次代に引き継ぐため、自然環境の保全と景観の維持に配慮する必要があります。

また、市民の健康と生活環境を良好に保つため、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る必要があります。

さらに、新エネルギーの導入促進を図るなど、地球環境保全への取組も必要です。

## 【基本施策】

### 1 環境汚染の未然防止

- ① 市民の健康の保護及び生活環境を保全するため、環境基本法に基づく、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音等に係る環境基準の達成状況を調査するとともに、健康や生活環境を害する原因者に対してその改善指導に努めます。
- ② 河川及び海域等の公共用水域の定期調査を実施し、水質保全に努めます。

- ③ 八郎湖の水質汚濁防止のため、秋田県と八郎湖周辺の9市町村（秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）により組織された八郎湖水質対策連絡協議会による「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を推進するとともに、下水道等の普及や水田からの濁水の流出防止を促進します。

## 2 環境保全意識の高揚

関係機関と連携して啓発活動を推進し、環境保全意識の高揚に努めます。また、既存の蛍光灯をLED街灯に更新することにより、CO<sub>2</sub>の削減に貢献します。

## 3 新エネルギーの導入促進

民間事業者との連携により風力、太陽光など新エネルギー関連の施設整備を促進するとともに、公共施設における新エネルギーの導入を推進します。

## ◆環境美化

### 【現状と課題】

健康で快適な生活環境を維持するため、各地域では町内会や各種団体等により、道路・海岸・河川等の清掃活動を行っています。しかし、空缶やペットボトルなどの投げ捨てや山林への不法投棄は横ばいで推移していることから、豊かな自然環境を保全し、環境美化意識の啓発と不法投棄の防止を図る必要があります。

近年、海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある海洋のプラスチック問題が取り上げられており、観光地をかかえる本市としては、より一層の清掃活動が求められています。

### 【基本施策】

- ① 市民の美化意識の高揚と啓発に努めます。
- ② 市民総参加による全市一斉清掃及び八郎湖クリーンアップを実施し、環境美化活動の推進を図ります。また、地元町内会や各種団体等との連携を図り、道路、海岸及び河川等の清掃活動を推進します。
- ③ 不法投棄防止のため、広報活動を行うとともに、看板の設置や不法投棄監視員による指導の強化を図ります。

## 7 自然災害への対処・備えの充実

### 施策の基本的な方向性

地震・火災・水害などの災害から住民の生命と財産を守るため、地域防災計画に基づき、避難情報を的確に発令して被害の防止に努めるほか、河川環境の整備や急傾斜地崩壊対策などの治山治水事業を計画的に推進します。

## ◆自然災害への対処

### 【現状と課題】

本市は山岳丘陵地が多く、地形、地質上からもがけ崩れ、土石流、地すべり、浸水等の災害が多く発生していることから、今後も災害の未然防止のため、危険箇所の実態把握、危険区域の指定、

避難体制の確立に努めるとともに、急傾斜地崩壊対策、砂防、地すべり・治山の各災害対策事業のほか河川改修事業等を推進する必要があります。

また、本市は、自然災害による被害を受けやすい地形であることから、避難場所や避難路などの整備や情報提供のためハザードマップ（土砂災害等）を作成し、警戒避難体制の充実を図る必要があります。

## 【基本施策】

### 1 危険区域への災害未然防止対応

地域防災計画に基づき、水害や土砂災害等の危険箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立等総合的な対策を実施します。

また、危険箇所をパトロールし、災害の未然防止に努めます。

### 2 災害防止施設整備の推進

災害発生時に、速やかに避難できるよう避難路や避難施設等の整備推進に努めます。

### 3 危険区域崩壊等防止対策

① がけ崩れから家屋及び公共施設等を守るため、急傾斜地法に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域において、施設整備事業の推進に努めます。

② 危険土石流域による土砂災害から下流に存在する家屋、公共施設等を守るため、砂防法に基づき、指定された区域において、施設整備事業の推進に努めます。

③ 地すべり、山地崩落による災害を防止するため、地すべり防止法及び森林法に基づき、指定された区域において、地すべり対策、治山等の施設整備事業の推進に努めます。

## ◆防災

### 【現状と課題】

東日本大震災の教訓を踏まえ、地震津波対策の抜本的強化を図るため、避難誘導対策や多様な情報伝達手段の確保、備蓄体制の強化等を推進しています。今後は、大規模広域災害発生時における被災者支援や受援体制の確立、多様化している各種災害への対応など一層の防災対策の充実を図る必要があります。

また、災害時には地域住民の自発的な活動が被害を軽減することから、防災知識の普及と自主防災活動の推進を図る必要があります。

さらに、近年、管理不全な危険空き家が増加していることから、空家等対策計画に基づき、所有者等への適正な管理に係る意識の啓発など空家対策を推進する必要があります。

### 【基本施策】

#### 1 地域防災力の充実

① 出前防災講座や防災リーダー認定講習会等を実施し、防災知識の普及啓発と防災意識の醸成を図り、自主的で活発な防災活動が展開されるよう一層の推進を図ります。

② 少子高齢化の進展や人口減少による地域の防災力低下を防ぐため、自主防災組織が相互に連携して防災活動が実施できるよう体制の強化を推進します。

③ 保育園や幼稚園、小・中学校に対して防災教育の実施を推進するとともに、子供と家族、自主防災組織等が一体となった防災研修会や防災訓練等を実施し、正しい防災知識の習得と防災意識の醸成に努めます。

## 2 災害対策体制の強化

- ① 災害が発生した際に、迅速かつ安全な避難ができるよう、各種ハザードマップの作成配布や避難看板・避難路等の整備を図ります。

また、防災行政無線やテレドーム、防災情報等メール配信サービスのほか、ツイッター等のSNSや秋田県情報集約配信システムなど、多様な情報伝達手段を活用し、確実に正確な情報伝達に努めます。

- ② 避難行動要支援者の避難対策のため、関係機関と連携し、名簿の更新や個別計画の策定など、避難体制の強化に努めます。

また、災害発生時における各種応急復旧活動や人的・物的支援の協力体制の確立と活動支援基盤の強化を図るため、民間企業や関係機関、他自治体との災害時協定締結を推進します。

- ③ 指定避難所及び福祉避難所において、必要な備品・器材等を整備するとともに、感染症対策の徹底に努め、避難所としての機能の強化を図ります。備蓄物資は、秋田県及び県内市町村との共同備蓄、災害協定に基づく流通備蓄のほか、家庭内備蓄の推進を図ります。

また、拠点となる指定避難所や孤立する可能性のある集落等へ分散備蓄することにより体制の強化を図ります。

## 3 危険空き家対策の推進

- ① 関係機関及び地域住民等と連携し、市内における空き家の実態把握に努め空家等情報のデータベース化を図ります。

また、空き家所有者等からの除却などの相談に対応するため、関係団体等と合同による空き家相談会を定期的に開催するなど相談体制の充実を図ります。

- ② 危険空き家の所有者等に対し、腐朽等の情報提供や適正な管理に関する行政指導を行うとともに、国のガイドライン等の基準により危険度が高いと判断した空き家については、除却費の補助制度の活用等により早期の除却を促進します。

また、空家等対策計画に基づき、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす「特定空家等」と認定された建築物は、地域住民の安全確保、健全な生活環境の保全を図るため、優先して必要な措置を講じます。

- ③ 空き家等の除却、利活用、管理などに関するリーフレット等を作成し、固定資産税の納税通知書に同封するなど、所有者の意識啓発を図ります。

## 4 武力攻撃等災害への対処

武力攻撃事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、男鹿市国民保護計画に基づき、関係機関と相互に協力し市民の生命、財産の保護に努めます。

## 8 防犯体制の充実

### 施策の基本的な方向性

子供やお年寄りを狙った弱者への犯罪や、電話による特殊詐欺など、犯罪の多様化、広域化が顕著になっていることから、犯罪の未然防止のため、警察、防犯協会、防犯指導隊、沿岸防犯協会などの関係機関と連携を強め、市民総参加での防犯体制の強化を図ります。

### 【現状と課題】

本市における犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、子供やお年寄りを狙った弱者への犯罪や、電話による特殊詐欺など、犯罪の多様化、広域化が顕著になっています。

このことから、犯罪の未然防止のため、防犯協会、防犯指導隊や沿岸防犯協会などの関係機関と連携を強め、市民総参加での防犯体制の強化を図る必要があります。

#### 【基本施策】

- ① 安全安心まちづくり市民大会や市広報、ポスター、チラシなどを活用した啓発活動により、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- ② 安全に暮らせる地域社会の構築のため、警察などの関係機関と連携し、安全・安心まちづくり条例に基づき、防犯協会、防犯指導隊などによる防犯パトロールを実施するとともに、街頭防犯カメラの設置や市内各小学校の子ども見守り隊の普及育成に努めるなど、防犯体制の強化を図ります。
- ③ 犯罪防止に関する知識の普及や情報の提供に努めます。

## 9 バリアフリーの推進

### 施策の基本的な方向性

すべての人が安全で快適に生活ができる社会の実現のため、高齢者や障がい者などに配慮したまちづくりを推進します。

#### 【現状と課題】

すべての人が安全で快適に生活ができる社会の実現のため、これまでも市街地や公共施設でバリアフリー化の整備を進めてきました。しかし、少子・高齢化の急速な進行や障がい者が積極的に社会参加できる環境づくりが必要なことから、さらに環境整備が求められています。

このため、公共施設や住宅のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がい者などが快適に生活できるまちづくりに取り組む必要があります。

#### 【基本施策】

- ① 市街地や主要公共施設においてバリアフリー整備基準を十分に考慮しながら整備を進めます。
- ② 高齢者や障がい者、子供連れの親子など一人ひとりが尊重され、だれもが暮らしやすいまちづくりに努めます。
- ③ 市内の観光案内・避難場所・避難経路などの表示や公共の施設整備に関して、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を推進します。



## 4 地域共生と福祉の増進

### 【基本方針】

みんなが役割を持ち、参加して作る共生社会の地域づくりを進め、福祉の増進を図ります。

### 1 地域福祉の増進

#### 施策の基本的な方向性

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて支え合い、誰もが地域で生き生きと暮らせる共生社会を目指します。

#### ◆高齢者福祉

#### 【現状と課題】

令和2年4月における本市の65歳以上の高齢者の人口比率（高齢化率）は46%を超えています。高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし、寝たきり、認知症等の要援護高齢者の数も年々増加の一途をたどっており、その対策が課題となっています。

このような現状を踏まえ、高齢者の生活と健康に対する不安を軽減するため、引き続き情報の提供と相談体制の充実強化など、福祉サービスの量的拡大と質的向上に努める必要があります。

#### 【参考データ】

高齢者人口の推移

(単位：人・%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総 人 口	40,517	38,130	35,637	32,294	28,375	26,593
65歳以上の人口	8,697	10,004	10,842	10,995	11,664	12,330
総人口に占める割合	21.5	26.2	30.4	34.1	41.1	46.4

資料：平成7年～27年／国勢調査・令和2年／住民基本台帳（4月1日現在）

要援護高齢者に係る相談者数

(令和元年度 単位：人)

区 分	人 数
一人暮らし	137
寝たきり	10
認知症	76
虚弱等	233
身体障がい者	2
合 計	458

資料：地域包括支援センター

#### 【基本施策】

##### 1 自立と生きがいの促進

- ① 高齢者の豊かな経験と能力を生かし、文化・スポーツ活動やボランティア活動などの社会参加活動の促進を図ります。また、老後の生活を豊かなものにし、明るい長寿社会づくりを目的として、地域の中で活発に活動できる老人クラブの活動の充実を図ります。

- ② シルバー人材センターと連携し、健康で働く意欲のある高齢者の就業を促進します。
- ③ コミュニティ・スクールへの参加を促進し、各種事業の中で高齢者の持つ知恵を伝承する機会の充実に努め、世代間交流を推進します。

## 2 在宅福祉サービスの充実

- ① 介護保険サービスとの調整を図りながら、ホームヘルプサービスとデイサービスの充実・向上に努めます。
- ② ひとり暮らし世帯等に対応するため、高齢者生活援助事業の実施や緊急通報装置を計画的に設置するなど、高齢者が地域や自宅で生活できるよう支援します。

## 3 相談体制及び環境の整備

- ① 要介護高齢者とその家族に対し、在宅介護に係る総合的な相談に応じるとともに、在宅の介護等に関する各種サービスが総合的に受けられるよう、民生児童委員協議会や社会福祉協議会、市内社会福祉法人等との連絡調整を図ります。
- ② 高齢者、特に要介護高齢者に対しては、地域住民の支援が重要となるため、住民組織との連携を図り、地域全体で高齢者等を見守り、支え合う体制づくりを推進します。
- ③ 高齢者が住み慣れた地域や家庭で生活していけるよう、高齢者に配慮した住宅の改修を支援します。

### ◆介護保険

#### 施策の基本的な方向性

誰もが住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活ができるよう医療・介護・介護予防・認知症対策・生活支援などを一体的に提供できる体制の構築に努めます。

#### 【現状と課題】

高齢化の進行に伴い、寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする要介護者又は日常生活に支援が必要な要支援高齢者の増加が予想されます。

第1号被保険者（65歳以上）における要介護・要支援認定者数は、令和2年4月1日現在2,728人で、認定率は22.1%となっています。

こうした現状を踏まえ、要介護・支援の方が住み慣れた地域で、引き続き生活できるよう、介護予防事業の継続やサービス体系を確立し、生活援助等の一体的な提供のために地域包括ケアシステムを深化・推進する必要があります。

#### 【基本施策】

##### 1 介護予防の推進

高齢者がいつまでも元気に過ごせるよう、心身機能の維持・改善を図る介護予防を推進します。

また、要支援・要介護状態への移行を予防することで、住み慣れた地域において元気で自立した生活を送れるよう、生活機能の維持向上、住民の相談支援、権利擁護、介護する家族への支援など地域支援事業を推進します。

##### 2 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が地域社会の中で、生きがいを持って活動することができるよう、生涯学習グループや老人クラブなどの関係団体と連携し、生きがいづくりの場の活動支援に努めます。

##### 3 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ① 地域における医療、介護、介護予防、生活支援等の一体的な提供により、認知症の人も含

めたすべての高齢者が尊厳を保ちながら地域で穏やかに暮らすことができる地域包括ケアシステムを深化・推進します。

- ② 認知症高齢者のサポート体制の整備を図るため関係機関との連携に努めるとともに、「認知症初期集中支援チーム」の活動及び認知症サポーター養成講座の開催により、認知症高齢者等にやさしいまちづくりを推進します。
- ③ 高齢者虐待の防止や早期発見のため、地域包括支援センターが中心となり、関係行政機関や介護保険事業所等との連携に努めます。

## 2 社会福祉の増進等

### 施策の基本的な方向性

障がい者が自立した生活を送れるように、男鹿市障がい者計画及び男鹿市障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、障害福祉サービスの充実などにより障がい者の自立支援を推進します。

#### ◆障がい者福祉・障がい児福祉

##### 【現状と課題】

障がい者が自立した生活を送れるように、男鹿市障がい者計画及び男鹿市障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、障害福祉サービスの充実や雇用機会の拡大等の就労支援を推進し、障がい者の自立支援を図っています。

また、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者が社会参加できる地域づくりが重要であり、精神障がいを持つ人たちが社会復帰を目指し地域の中で心豊かに暮らすためには、地域住民の理解とボランティアによる支援や退院後の受け皿の整備など、障がい者の自立を支援する体制の整備が必要となっています。

障がいのある人が、地域社会において自立して自分らしく生きていけるよう、市民一人ひとりが障がいについて正しい理解と認識を深め、地域全体で支える必要があります。また、障がいのある人への差別を解消し、その権利をおびやかすような言動や虐待を防止するなど、障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を尊重し、支え合い、協力し合って生活できる地域共生社会を推進することが重要です。

##### 【参考データ】

身体障がい者（令和2年3月末現在）

単位：人

肢体不自由	視・聴覚障がい	内部障がい	計
824	238	503	1,565

身体障がい児（令和2年3月末現在）

単位：人

肢体不自由	視・聴覚障がい	内部障がい	計
10	3	2	15

知的障がい者（ ）は内数で入所者数（令和2年3月末現在）

単位：人

軽度	中度	重度	最重度	重症心身	計
41(21)	70(35)	93(67)	58(37)	11(7)	273(167)

知的障がい児（ ）は内数で入所者数（令和2年3月末現在）

単位：人

軽度	中度	重度	最重度	重症心身	計
11(1)	4(1)	4(3)	2(1)	0(0)	21(6)

※障がい児は18歳未満

精神保健福祉手帳の所持者（令和2年3月末現在）

年齢区分／等級	1級	2級	3級	計
20歳未満	2	1	1	4
20～64歳	44	71	15	130
65歳以上	23	19	3	45
計	69	91	19	179

以上資料：福祉課

## 【基本施策】

### 1 地域での自立生活支援の推進

- ① 住み慣れた地域や家庭で日常生活を送れるよう、ホームヘルプサービスやショートステイなどの在宅福祉の充実や障がい者のニーズに適した地域福祉サービスの充実を図ります。  
また、職業安定所等と連携し、事業主の理解を得ながら就労の場の確保を図ります。
- ② 障がい者や家族などの相談に的確、迅速に対応するため、相談からサービス提供まで、関係機関、団体との緊密な連携によるきめ細かい相談体制を整備するため相談支援事業の充実を図ります。
- ③ 障がい者が地域で積極的に活動できるよう、様々な行事やスポーツなどへの参加を支援するため、手話通訳等派遣事業や移動支援事業及び自動車改造費や自動車運転免許取得費助成制度の活用を促進します。また、重度身体障害者通院移送費給付事業により、経済的負担の軽減を図ります。

### 2 障がい者にやさしいまちづくりの推進

様々な行事やイベントを通して、意識啓発に努め、障がい者への理解を求めることに努めます。

### 3 障がいの早期発見と療育の充実

専門機関や地域医療機関など保健、医療、福祉分野の連携により、発達の遅れや障がいのある児童などを早期に発見するとともに、療育の充実を図ります。

## ◆母子・父子福祉

### 【現状と課題】

母子家庭は、幼児などがいる場合には、就労が制限されるなど経済的に不安定な状況にあることから、生活の安定と児童の健全な育成が図られるよう、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等を総合的、計画的に充実する必要があります。

また、父子家庭は、子供の教育、養護などのほか、家事全般に問題を抱えている場合もあることから、家事、教育面における相談、指導、支援等の強化を図る必要があります。

近年、家族構造の変化等により複雑な問題を抱える子育て世帯への支援が重要となっており、関係機関との連携による児童虐待防止対策や要支援児童等に関する支援に取り組んでいます。

また、女性相談所と連携し配偶者等からの暴力（DV）に関する相談等に応じ、定期的な訪問などにより継続した支援を行います。

### 【基本施策】

母子・父子自立支援員、家庭相談員による就労支援を含めた生活全般に関する相談機能を充実させるため、母子福祉資金等の活用や技能修得講習会等により、生活意欲の向上を促進し、母子家庭の経済的自立を図ります。

また、関係機関及び関係課との情報共有に努め、連携して児童虐待防止及びDV対策に取り組みます。

## ◆低所得者福祉

### 【現状と課題】

本市の生活保護の状況は、平成14年度の10.0パーミル（1パーミルは1,000分の1）から増加傾向にあり、令和元年度には23.7パーミルと国・県の保護率より高い比率となっています。

生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、生活困窮者自立支援法が施行され、生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として、機能の充実に努めます。

### 【基本施策】

- ① 関係機関との連携を強化し、ケースワーカー等の訪問活動の強化と資質の向上に努め相談・指導体制の充実に努めます。
- ② ハローワークと連携した就労自立促進事業を活用し、社会生活自立及び社会的孤立の防止に努め、就労の場の確保や援助活動を行うとともに、生活福祉資金等を活用し経済的自立を促進します。
- ③ 生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ります。

## ◆国民健康保険・高齢者医療・福祉医療・国民年金

### 【現状と課題】

#### 1 国民健康保険

国民健康保険の加入率は令和2年3月末現在の加入世帯数が4,484世帯で、総世帯数に対する加入率が35.0%となっているほか、被保険者数は6,917人で、総人口の26.0%となっています。

国民健康保険財政を取り巻く環境は、急速な人口減少と少子高齢化の進展による被保険者数の減少及び年齢構造の高齢化などによる低所得層の増加、疾病構造の変化や医療技術の高度化による医療費の増額により、極めて厳しいものとなっています。

このため、予防保健事業の充実や医療給付の適正化を図るとともに、保険料の収納率向上に努め、財政の健全化を推進する必要があります。

#### 2 後期高齢者医療

令和2年3月末現在の後期高齢者医療の対象者は6,462人で年々増加傾向にあり、令和7年には団塊の世代が75歳以上となることから、医療費の適正化対策を推進する必要があります。

#### 3 福祉医療

社会的・経済的に弱い立場にある乳幼児や小・中学生、ひとり親家庭の児童、重度障がい児（者）などに対し医療費の自己負担分を助成しています。

今後、制度の周知徹底を図り、少子化対策に資する制度として、適正な運用に努める必要があります。

#### 4 国民年金

国民年金は、老後の所得保障の柱として重要な役割を果たしています。

少子高齢化社会の進展など社会状況の大きな変化を受け、公的年金制度をはじめとする社会制度を守り、次の世代に受継いでいくことが重要な課題であることから、市民へ制度内容の周知を

図り、年金未加入者の加入促進に努める必要があります。

## 【基本施策】

### 1 国民健康保険事業の健全な運用

- ① 生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、40歳以上の被保険者を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した健診及び保健指導の充実強化に努めます。
- ② 医療費の伸びを抑制するため、保健事業の充実や重複・頻回受診の改善指導等により保険給付の適正化を推進するとともに、ジェネリック医薬品の使用を促進します。
- ③ 国民健康保険財政の基盤安定を確保するため、保険税収納率の向上に努めるとともに、見込みを上回る医療費の増加に対しては、保険税の改正など財政の健全化に向けた取組を推進します。

### 2 高齢者医療の健全な運用

高齢者の健康増進と医療費の適正化を図るため、健診などの保健事業を実施し、生活習慣病の予防や保健指導の充実強化に努めるとともに、制度の周知を図り事業の円滑な推進に努めます。

### 3 福祉医療制度の充実

乳幼児、ひとり親家庭の児童、身体障がい者、重度心身障がい児（者）及び小・中学生の医療費に助成するため、制度の周知を図ります。

### 4 国民年金制度の加入促進

市民の老後生活を支える柱である国民年金の受給権を確保するため、PR紙の配布や広報誌等の活用により制度の周知を図り、国民年金未加入者の加入を促進します。

## 5 医療の確保

### 【基本方針】

本市における医療体制の充実を図り、かつ、医療・保健・福祉の包括的で連携のとれたサービス提供を推進します。

### 1 地域医療対策

#### 施策の基本的な方向性

男鹿みなと市民病院は、地域の拠点病院として市民の生命と健康を守る重要施設であり、医療圏内の病院間の診療情報の交換・連携を推進し、医療機能の整備充実を図りながら、常に新しく良質な医療を受けられる体制づくりに努めます。

#### 【現状と課題】

男鹿みなと市民病院は、男鹿市の拠点病院として市民の健康と生命を守り、常に新しく良質な医療サービスを提供する重要施設として地域医療の中核を担っています。しかし、地域の人口減少などにより厳しい経営状況が続いていることから、経営の健全化、安定化にも取り組んでいるところです。

市民の誰もが質の高い医療を受けるために、関係機関等に働きかけ医師充足や専門医の確保を図るなど診療体制の充実に努め、高度化・多様化した医療に対応した体制づくりを推進するほか、国の医療制度改革の動向を注視し、地域医療連携室などを中心に医療圏内の病院間の診療情報の交換・連携を推し進め、施設機器の整備、高度医療技術の充実を図りながら、経営の改善に向けて積極的な対応を図る必要があります。

また、市では遠隔地に住む市民の健康を守るために、国保診療所2ヶ所、へき地診療所2ヶ所を週1回の出張診療体制で運営しており、今後とも地域の特殊性を考慮し、地域医療の確保を図っていく必要があります。

#### 【基本施策】

##### 1 経営の健全化

県の「秋田周辺地域医療構想」を受け、公立病院改革プランを策定することにより、安定的な経営基盤を確立し、経営の健全化に努めます。加えて、男鹿みなと市民病院の基本理念である「まごころの医療サービス」、「信頼され親しまれる病院づくり」、「常に新しく良質な医療の提供」、「健康増進や疾病予防」に努めます。

##### 2 地域医療の確保と診療体制の充実

- ① 地域医療を確保し、市民の誰もが良質な医療を受けるために、修学資金貸与制度による医師、看護師など医療従事者の確保により、診療体制の充実を図ります。
- ② 男鹿市の拠点病院として救急医療の確保に努めます。
- ③ 国保診療所及びへき地診療所の適正な運営を図ります。

##### 3 近隣病院・福祉施設等との連携

市内唯一の総合病院として、近隣病院・福祉施設等との連携を深め、地域医療の中心として常に新しく良質な医療の提供を目指します。

また、地域包括ケア病床の効率的な運用により、急性期治療後の受け入れ、在宅復帰への支援体制の確立を図ります。



## 2 保健対策

### 施策の基本的な方向性

市民が、健康で明るく元気に生活し、実り豊かな生涯を送るために、特定健診、各種がん検診、母子保健活動、感染症の予防対策、健康相談・訪問等の体制を強化するとともに、健康管理に対する意識の向上と自主的な健康づくりに取り組める環境を整備し、市民と協働による健康づくりを推進します。

#### 【現状と課題】

近年、少子・高齢化が急速に進行するなか、社会環境の変化や生活様式の多様化により疾病構造が大きく変化し、生活習慣病や要介護状態となる人が増加しています。

このため、市民の健康保持・増進を図るため、運動習慣の定着や食生活の改善などにより、生活習慣病予防及び介護予防対策を推進し、乳幼児から高齢者まで、地域において健康な生活が送れるよう保健活動を充実・強化する必要があります。

健康づくりの基本は、まず歩くことです。歩くことで地域に出向き、声を掛け合うことで、地域のつながりを実感し、自己効力感を高めることにつながります。また、「自分の健康は自分でつくる」という認識と自覚が必要です。

#### 【基本施策】

##### 1 健康診査や訪問指導・健康相談等の充実

###### (1) 特定健診及び各種がん検診

特定健診や各種がん検診を通じて、生活習慣病の正しい知識の普及・啓発を図るとともに、疾病の重症化予防を推進し、早期発見・早期治療のための有効性のある検診事業に努めます。

###### (2) 相談体制及び訪問指導等の充実

① 子供を産み育てられる実感が得られる環境づくりを目指し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組み、相談体制の充実を図ります。

② 健康診査においては、単に発育の評価や疾病の診査のみならず、子育てに役立つ効果的な相談体制づくりに努めるほか、発達支援及び就学に向けて親子を対象とした健康教室及び健康相談会の実施により教育委員会等関係機関と連携に努めます。

③ 生活習慣病の予防や改善、また高齢者が要介護状況にならないための訪問指導・健康相談・健康教育等の充実に努めます。

###### (3) 生活習慣病予防及び心の健康相談等

① 健康寿命延伸のため、生活習慣病の原因となる危険因子（高血圧、脂質異常、喫煙、糖尿病等）を早期に発見し、改善する取組を進め、生活習慣病予防と重症化予防を図ります。

② 受診勧奨や啓発キャンペーン活動等を通じ、がん検診の受診率を向上させ、発症予防と早期発見に繋がります。

③ 市民がいきいきと心豊かに過ごせるように、心の健康相談・自殺予防等普及啓発活動・地域における声かけ運動等を推進します。

##### 2 健康管理に対する意識の向上

健康を保持・増進し発病を予防する「栄養・食生活、身体活動及び生活習慣」等の一次予防の活動を充実させるとともに、各種事業や健診事業で早期発見・早期治療の二次予防を図ります。

また、健康診査の結果、要精密検査者に対しては、事後管理の徹底や健康手帳の活用により健康管理に対する意識の向上を図ります。

### 3 自主的な健康づくりに取り組める環境整備

心身の健康づくりにより住み慣れたまちで生涯暮らせるまちづくりを目指し、健康寿命の延伸を図ります。

また、関係機関と連携し市民自ら健康づくりができるよう環境整備に努めます。

## 6 教育の振興

### 【基本方針】

子供たちの学ぶ意欲を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む学校教育を目指すとともに、学校教育環境の維持向上を図ります。

また、生涯にわたって市民一人ひとりが学び続けたりスポーツに親しんだりできる環境を整備し、「健幸都市」づくりを推進します。

### 1 学校教育の質の向上

#### 施策の基本的な方向性

地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール制度の充実により学校の活性化を図るとともに、地域に根差した教育の一層の充実に努めます。

また、ICTの活用による学力向上や小・中学校で連携した英語教育を推進するとともに、学校における健康づくりの取組を通して、運動能力の向上及び規則正しい生活習慣の確立を図ります。

### 【現状と課題】

#### 1 幼児教育

少子化や核家族化の進行、女性の社会進出の拡大など、幼児を取り巻く環境は大きく変化しており、就学前の幼児教育に対する市民の期待は高くなってきています。

今後も、生きる力の基礎を培う幼児教育の充実を図るとともに、子育て世代を支援する体制の構築や地域・関係機関との一層の連携を推進していく必要があります。

#### 2 義務教育

本市の小中学校では、少子化の進行に伴い児童生徒数の減少が続いており、学校が小規模化する中での活力ある学校づくりや、統合により学区が広域化する状況で地域とのつながりを維持することが課題となっています。

また、全国学力・学習状況調査では、全国平均を上回るものの秋田県平均には及ばない状況も認められ、授業改善を中心として一層の学力向上を図っていく必要があります。

さらに、複雑化・多様化する学校課題を解決していくためには、学校と家庭・地域が協働して子供たちの豊かな成長を支えていく新たな仕組みづくりが求められます。

このようなことから、本市においては学校と家庭・地域が一体となった教育の推進を基軸として、「生きる力」の基盤となる確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力の育成を目指す教育を展開していく必要があります。

### 【基本施策】

#### 1 幼児教育

妊娠・出産・子育てから就学時まで、子育て世帯の支援に努めるとともに、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を推進し、幼児教育の一層の充実に努めます。

#### 2 義務教育

##### (1) 連携・交流を軸とした学校経営の推進

① コミュニティ・スクールの充実を図り、地域や学校の特色を活かした学校経営を推進します。

② 文化財やジオパーク等を活用して、地域への関心や理解を深め、ふるさとのよさを再発

見し発信する学習を展開します。また、職場体験や地元企業経営者の講話などによるキャリア教育の充実を図ります。

- ③ 春日井市児童との交流や秋田大学男鹿なまはげ分校、国際教養大学などとの連携を通して、伝統や文化の違いを学ぶとともに、英語を含めた多様なコミュニケーション能力の向上を図ります。

## (2) 豊かな人間性と健やかな体の育成

- ① 自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心を育むために、道徳教育や地域における体験活動の充実を図ります。
- ② 学校と保護者や地域が連携し、いじめの未然防止や不登校を生み出さない学校づくりに努めます。
- ③ たくましさや生きる力の基礎となる心身を育むため、地産地消を取り入れた食育や学校における健康づくりの取組を通して、運動能力及び規則正しい生活習慣の確立を図ります。

## (3) 基礎学力の向上

- ① 基礎的・基本的な知識、技能を確実に習得させるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の推進に努めます。
- ② ICT機器の整備や効果的な活用の推進により、児童生徒の学力向上を支援します。
- ③ インクルーシブ教育システムを構築し、通常の学級での生活サポート、通級による指導、特別支援学級など連続性のある「多様な学びの場」の充実に努めます。

## 2 学校教育環境の整備

### 施策の基本的な方向性

児童生徒が安全な教育環境で学び、充実した学習活動が展開できるよう、学校施設・設備の整備に努めます。

#### 【現状と課題】

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設であるとともに、地域住民にとっては、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設として、また、災害発生時の応急的な避難場所ともなる施設として重要な役割を担っています。

しかし、近年の児童生徒数の減少傾向により、学校の小規模化が生じてきています。そのため児童生徒の集団規模としての教育環境を見直し、施設の長寿命化と地域における学校施設の役割を踏まえながら、小・中学校の再編整備を推進し、児童生徒の安全で豊かな教育環境を整備していく必要があります。

#### 【基本施策】

- ① 老朽化が進む施設の長寿命化を図りながら、小・中学校再編による施設の新築・建て替えも視野に入れた施設の整備を推進し、児童生徒の安全と豊かな教育環境の確保に努めます。
- ② 各学校に整備されたICT設備、施設設備の適切な維持・管理に努め、児童生徒にとって良好な学習環境の確保に努めます。

### 3 生涯学習の推進

#### 施策の基本的な方向性

各公民館、図書館、市民文化会館などで、いつでも、だれでも自由に学習機会を選択して学びあえる環境整備と、個人の学習成果が地域社会に還元されるような生涯学習を推進します。

また、家庭、学校、地域が連携・協働して子育ての支援体制の充実を図るとともに、青少年の豊かな人間性や社会性、地域の教育力の向上に努めます。

#### 【現状と課題】

変化の激しい社会状況において、市民の生涯学習に対する要望は高まっています。このことから、各公民館や図書館、市民文化会館で、いつでも、だれでも自由に学習機会を選択して学びあえる環境整備と、個人の学習成果が地域社会に還元されるような生涯学習の実現が求められています。

近年、コミュニティ機能の低下が指摘される中、こうした個人の行動が新たな学習に結び付き、更には周囲を巻き込み、知と行動が循環する中で、人と人との結び付きを生み出し、地域社会の活性化につなげていく必要があります。

このため、家庭、学校、地域が連携し、子育ての支援体制の充実を図るとともに、青少年の豊かな人間性や社会性、地域の教育力向上が急務となっており、地域を支える青年や成年期の地域参画、高齢期の生きがい探しと自己実践などにどう対応するかが課題となっています。

#### 【基本施策】

##### 1 生涯学習推進体制の充実

人材の発掘や育成に努め、活躍できる場の提供を図ります。また、学んだことが地域社会に還元される社会の実現を目指します。

##### 2 学習機会の拡充

青少年期から高齢期までの生涯各時期における学習機会の拡充を図ります。

###### (1) 青少年教育

- ① 放課後子ども教室の開催等を通じた自然体験など多様な活動を展開するとともに、子供の読書活動を推進します。
- ② 地域への理解が深まるよう、伝統行事や地域行事への参加を働きかけます。
- ③ 社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、奉仕活動などへの参加を促進します。

###### (2) 成人教育

- ① 各公民館で学習活動の促進を図り、情報化社会に対応した学習機会の充実に努めるなど、市民の学習意欲の高揚を図ります。
- ② 多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、経験豊富な人材バンク登録指導者や生涯学習奨励員と連携し、生涯学び続けるための学習意欲の高揚を図ります。

###### (3) 家庭教育

- ① 家庭教育講座や親子のふれあい講座などの開催を通して子育てや教育への支援体制の充実を図り、父親の積極的な家庭教育への参加を促し、家庭の教育力の向上に努めます。
- ② 家庭教育支援チームや関係機関などとの連携を図り、親同士が自由に情報交換のできる場の提供を支援します。

###### (4) 高齢者教育

- ① 高齢者の学習ニーズを的確に把握し、趣味や教養、健康づくりなど生きがいにつながる学習機会の提供に努めます。
- ② 社会教育や福祉、地域づくり等に関するボランティア活動の場の提供に努めます。

### 3 学習環境の整備

- ① 生涯学習活動の拠点となる公民館や図書館、市民文化会館などの社会教育施設で、ICT機器から学習に必要な情報が得られるよう、ホームページやアプリケーションの充実に努めます。
- ② 市民文化会館の効率的な管理運営を行い、自主事業を通して、優れた芸術鑑賞の場を市民に提供します。
- ③ 図書館の老朽化に伴い、将来的な図書館整備について検討します。

## 4 生涯スポーツ活動の推進

### 施策の基本的な方向性

市民が体力や年齢に応じて気軽にスポーツ活動を行えるよう、指導者の育成を図るとともに、スポーツ施設の整備・充実に努めます。また、「健幸都市」づくりを推進していくために、各種スポーツイベント開催のほか、健康の保持増進のために生涯スポーツ活動の充実・普及を図ります。

#### 【現状と課題】

生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送る上で、スポーツの果たす役割には大きいものがあり、その重要性は増しています。

本市では、市体育協会や総合型地域スポーツクラブ等により、各種スポーツ教室の開催やウォーキングなどスポーツ活動が活発に行われています。今後も市民が体力や年齢に応じて気軽にスポーツ活動が行えるよう、各種スポーツ施設の一層の活用を図っていく必要があります。

また、「健幸都市」づくりを推進していくために、体力や年齢、目的、障がいの状況に応じたスポーツ活動の充実・普及を図る必要があります。

#### 【基本施策】

##### 1 「健幸都市」づくりと生涯スポーツ活動の普及推進

- ① 市民が心身ともに健康で幸せな生活を営める「健幸都市」づくりを推進するため、日常生活のなかで気軽にスポーツを取り入れ、健康づくりや体力の保持増進を図ることができるよう、チャレンジデー・ミニチャレンジデーやウォーキングなどの普及に努めるとともに、体力や年齢、目的、障がいの状況に応じた生涯スポーツ活動や各種スポーツ教室の充実・普及に努めます。
- ② スポーツ推進委員等による活動の一層の充実を図り、生涯スポーツ活動の充実・普及に努めるとともに、スポーツに対する理解と関心を深め、市民が自発的に参加できる環境づくりに努めます。
- ③ 他分野との連携・協力により、体育施設来場者数の増加を図るほか、スポーツ参画人口の拡大に努めます。

##### 2 スポーツ施設の整備充実

スポーツ施設の整備充実を図るとともに、各種スポーツイベントの開催やスポーツ合宿の誘致に努めます。

##### 3 スポーツによるまちづくりの推進

- ① 競技レベルの高いスポーツ大会を継続して開催することで、競技人口の拡大や競技力向上

に努めます。

- ② 各種スポーツ団体や各地区体育協会の自主的な活動を支援することにより、地域のスポーツ活動を促進します。
- ③ 地域社会における子どものスポーツ機会の充実に努めます。



おがっこ宿泊体験学習（石臼）



わくわくドキドキ理科実験教室



国際教養大学留学生交流



男鹿市・春日井市交流



秋田大学医学部訪問

## 7 地域文化の振興

### 【基本方針】

本市に伝わる民俗行事や文化財、郷土芸能などを保護・保存し、後世に継承し、地域の心のよりどころとする、文化・伝統のまちづくりを推進します。

### 1 地域文化の振興

#### 施策の基本的な方向性

「男鹿のナマハゲ」や史跡「脇本城跡」など数多くの指定文化財は市民共有の財産であり、今後も保護・継承を図るとともに、貴重な地質遺産や景観についても、保護・教育・持続可能な開発が一体的に管理されるジオパーク事業を推進します。

また、教養や趣味のための芸術文化活動を活性化するため、芸術文化交流や発表、鑑賞機会の充実を図ります。

### 【現状と課題】

国指定の重要無形民俗文化財「男鹿のナマハゲ」（ユネスコ無形文化遺産）、「東湖八坂神社祭のトウニン（統人）行事」、史跡「脇本城跡」など数多くの文化財は市民共有の財産であり、今後も保護・継承を図る必要があります。

教養や趣味のための芸術文化活動も各種団体などにより広く実践されていますが、一層の活性化を目指して、芸術文化交流や発表、鑑賞機会の充実を図る必要があります。

### 【基本施策】

#### 1 芸術・文化の振興

##### (1) 芸術文化活動の奨励

市民文化祭などの充実を努め、市民の芸術文化に親しむ意識の高揚を図るとともに、公民館の講座など各種教室を通じて創作活動を推進します。

##### (2) 芸術・文化団体の育成

芸術文化団体の活動を活性化するため、情報提供や支援を行います。

##### (3) 芸術・文化鑑賞機会の充実

各種団体による舞台公演、音楽会などを開催し、芸術や文化に関する鑑賞機会の充実に努めます。

#### 2 文化財の保護・継承

##### (1) 文化財保護意識の高揚と収蔵施設の整備

① 文化財保護に対する意識の高揚を図るため、本市に残る歴史民俗資料の収集や各種施設を活用した文化財の展示に努めます。

② 文化財に関連する調査報告書を刊行します。

##### (2) 民俗文化財の継承と史跡の整備・活用

① 国指定重要無形民俗文化財「男鹿のナマハゲ」（ユネスコ無形文化遺産）、「東湖八坂神社祭のトウニン（統人）行事」などの保存及び振興を図ります。

② 民俗文化財の継承を図り、保存団体への支援や後継者育成を推進します。

③ 国指定史跡「脇本城跡」の調査、整備や城歩き等の認知度を向上させるとともに、ふるさと学習や観光拠点としての機能向上に向けた整備に努めます。



### (3) ジオパーク活動の推進

- ① 男鹿半島・大潟ジオパークの保護・保全に努めるとともに、観覧環境の向上を図り、地域の文化財や伝統行事、食や自然等と結びつけ、交流人口の拡大に努めます。
- ② 認定ジオガイドによるジオツアーの充実により、ジオツーリズムの質の向上を努めます。
- ③ 新たな教育プログラムの開発や観光コンテンツ導入を通じて、ジオパーク学習センターの拠点施設としての機能を向上させます。
- ④ 各種大会等の誘致や、他地域のジオパークとの連携により、グローバルな視点に立った活動を展開し、世界へ向けて男鹿半島・大潟ジオパークを発信していきます。

表 国・県・市の指定・登録文化財

#### 【国指定】

種 別	指 定	名 称	所 在 地
記念物（天然記念物）	大正 11 年 10 月	ツバキ自生北限地帯	椿字家ノ後、坂ノ上
民俗文化財（重要有形民俗文化財）	昭和 40 年 6 月	男鹿のまるきぶね	船川字海岸通り
有形文化財（重要文化財）	昭和 42 年 6 月	赤神神社五社堂 （中央堂）内厨子	本山門前字祓川
民俗文化財（重要無形民俗文化財）	昭和 53 年 5 月	男鹿のナマハゲ	男鹿市
民俗文化財（重要無形民俗文化財）	昭和 61 年 1 月	東湖八坂神社祭のトウニン （統人）行事	男鹿市（船越）・潟上市
有形文化財（重要文化財）	平成 2 年 3 月	赤神神社五社堂	本山門前字祓川
記念物（史跡）	平成 16 年 9 月	脇本城跡	脇本字七沢他
記念物（天然記念物）	平成 19 年 7 月	男鹿目潟火山群一ノ目潟	北浦西水口

#### 【県指定】

種 別	指 定	名 称	所 在 地
有形文化財（彫刻）	昭和 27 年 11 月	木造十一面観音菩薩立像	本山門前字祓川
有形文化財（彫刻）		木造聖観音菩薩立像	本山門前字祓川
有形文化財（彫刻）		石造狛犬一對	本山門前
有形文化財（彫刻）	昭和 28 年 10 月	木造薬師如来座像	真山字水喰沢
記念物（天然記念物）	昭和 29 年 3 月	榎（かや）	真山字水喰沢
有形文化財（古文書）		絹篩本文 3 冊、図巻 2 卷 （鈴木重孝自筆本）	船越字狐森
有形文化財（工芸品）	昭和 30 年 1 月	黄瀬戸小皿	船越字船越
有形文化財（絵画）		絹本着色、金剛・胎蔵両界曼荼羅	本山門前字祓川
有形文化財（建造物）	昭和 38 年 2 月	増川八幡神社内陣木造宮殿	増川字宮ノ下
有形文化財（彫刻）	昭和 39 年 4 月	木造薬師如来寄木漆箔座像	本山門前字祓川
有形文化財（彫刻）	昭和 49 年 10 月	木造薬師如来座像	増川字宮ノ下
有形文化財（絵画）	昭和 53 年 2 月	絹本着色弘法大師像	本山門前字祓川
有形文化財（考古資料）	昭和 61 年 3 月	小谷地遺蹟出土品	男鹿市
有形文化財（建造物）	昭和 62 年 3 月	宝篋印塔	椿字東
民俗文化財（有形民俗文化財）	昭和 62 年 7 月	真山の万体仏	真山字白根坂台

記念物（天然記念物）	平成 3 年 3 月	男鹿のコウモリ生息地	小浜字芦ノ倉
民俗文化財（無形民俗文化財）	平成 8 年 3 月	福米沢送り盆行事	福米沢
有形文化財（彫刻）	平成 19 年 3 月	木造十一面観音菩薩立像	本山門前字祓川
記念物（天然記念物）	平成 22 年 3 月	男鹿目潟火山群三ノ目潟	戸賀塩浜他
有形文化財（建造物）	平成 26 年 3 月	真山神社五社殿及び宮殿	真山字水喰沢

### 【市指定】

種 別	指 定	名 称	所 在 地
有形文化財（絵画）	昭和 49 年 6 月	お吉例之図	船越字狐森
有形文化財（歴史資料）		五輪塔群	北浦字五輪野
有形文化財（歴史資料）	昭和 51 年 7 月	板碑（貞和 2 年）	浦田字丸森
有形文化財（歴史資料）		板碑（康永紀年）	山町字下芋の沢
記念物（史跡）	昭和 53 年 7 月	渡部家正門・村法碑	払戸字渡部
有形文化財（彫刻）	昭和 55 年 10 月	神明社本殿	払戸字小深見
有形文化財（考古資料）	昭和 58 年 2 月	石仏龕	加茂青砂字鴨
民俗文化財（有形民俗文化財）	平成 5 年 1 月	丸木舟 3 隻	真山字水喰沢
記念物（史跡）		赤神社社五社堂境内地	本山門前字祓川
有形文化財（考古資料）	平成 6 年 4 月	大畑台遺跡出土品	男鹿市
民俗文化財（無形民俗文化財）		北浦の鹿島祭り	北浦
記念物（天然記念物）	平成 7 年 2 月	双六のウミネコ繁殖地	双六
有形文化財（歴史資料）		男鹿嶋の図	男鹿市
民俗文化財（無形民俗文化財）	平成 8 年 3 月	脇本の山どんど	脇本本郷
有形文化財（絵画）		絹本着色漢の武帝に桃を捧げる図	本山門前
有形文化財（建造物）		戸賀八幡神社本殿	戸賀字戸賀
民俗文化財（有形民俗文化財）	平成 9 年 4 月	真山神社の御神輿	真山字水喰沢
記念物（天然記念物）		天神様の細葉の椿	脇本字七沢
有形文化財（歴史資料）		赤神山本山縁起・赤神大権現縁起	本山門前
有形文化財（歴史資料）	平成 10 年 3 月	近藤武兵衛顕彰碑	金川字金川
有形文化財（歴史資料）		板碑（永和 4 年）	野村字打道坂下
有形文化財（歴史資料）		板碑（観応 2 年）	山町字家ノ下
有形文化財（歴史資料）	平成 11 年 2 月	増川八幡神社の棟札	増川字宮ノ下
有形文化財（絵画）		亜米利加国人上陸絵巻	船越字狐森
記念物（天然記念物）		中山神社の大イチョウ	樽沢字立石
有形文化財（歴史資料）	平成 13 年 2 月	天保のききん供養塔	船越字一向
無形文化財		琴川のすげ笠	琴川
有形文化財（古文書）	平成 14 年 3 月	近世紀行文「鹿の細道」「雄鹿紀行」	男鹿市
有形文化財（絵画）	平成 16 年 3 月	地獄極楽図	脇本字稻荷下
記念物（天然記念物）		瑞光寺の大ケヤキ	北浦字杉原
民俗文化財（有形民俗文化財）	平成 17 年 3 月	魚類供養塚 5 基・八龍神信仰碑 2 基	船越字八郎谷地
有形文化財（建造物）		三輪神社宮殿	浦田字芋の沢
有形文化財（歴史資料）	平成 18 年 5 月	検地帳 1 括	男鹿市
有形文化財（考古資料）		須恵器系壺 1 個	男鹿市

有形文化財（歴史資料）	平成 19 年 3 月	板碑（康永 4 年）	鵜木字道村
有形文化財（歴史資料）		幡（金幡）1 基	福米沢字福米
民俗文化財（有形民俗文化財）		八龍神社・張切記念碑 1 基	払戸字小深見
有形文化財（歴史資料）	平成 20 年 3 月	蝦夷錦九条袈裟	船越字寺後
有形文化財（歴史資料）		蝦夷錦九条袈裟	船川字鳥屋場
有形文化財（歴史資料）	平成 21 年 3 月	双六の船絵馬（5 枚）	双六字打越
民俗文化財（無形民俗文化財）	平成 23 年 3 月	女川の菖蒲たたき行事	女川
有形文化財（歴史資料）	平成 26 年 3 月	誓の御柱	富永字寒風山
記念物（天然記念物）	平成 28 年 3 月	八英の梅	富永字梅の沢
有形文化財（考古資料）	平成 30 年 3 月	史跡脇本城跡出土遺物	男鹿市
有形文化財（歴史資料）	平成 31 年 3 月	男鹿半島新報	男鹿市

【登録文化財】

種 別	指 定	名 称	所 在 地
国登録文化財	平成 10 年 9 月	田沼家土蔵	北浦字池の田
	平成 13 年 10 月	旧男鹿市立加茂青砂小学校校舎	加茂青砂字山道添
		旧男鹿市立加茂青砂小学校屋内体操場	加茂青砂字山道添
		男鹿真山伝承館	真山字水喰沢
	平成 17 年 2 月	森長旅館本館	船川字栄町
		森長旅館離れ	船川字栄町
		森長旅館土蔵	船川字栄町

以上資料：文化スポーツ課

## 8 集落の整備

### 【基本方針】

本市では、まちづくりの運営にあたり、住民への適切で迅速な情報提供を図ることや、地域の住民が主体的に行う地域活動を支援し、地域コミュニティの維持・活性化に取り組み、効率的・計画的な行財政運営を行いながら、住民と行政が知恵を出し合い、ともに育む地域づくりを推進します。

### 1 集落の整備

#### 施策の基本的な方向性

人口の減少や少子高齢化の進行、社会情勢の変化に伴い、町内会などの住民自治組織は、役員の高齢化や地域活動の担い手不足が進んでいることから、地域コミュニティの中核をなす住民自治組織の強化を図ります。

#### 【現状と課題】

人口の減少や少子高齢化の進行、社会情勢の変化に伴い、町内会などの住民自治組織は、役員の高齢化や地域活動の担い手不足が進んでいることから、地域コミュニティの中核をなす住民自治組織の強化を図る必要があります。また、市民の生活意識や価値観が多様化し、市民の心のふれあいや地域の連帯意識の希薄化が進んでいることから、地域活動の人材育成を図るとともに、市民憲章の実践活動により、地域の活性化を推進する必要があります。

多様化する市民ニーズや地域の課題に対応するためには、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら、まちづくりに対する認識を同じくし、ともに考え、ともに行動することが必要です。

#### 【基本施策】

##### 1 住民自治組織の強化

- ① 住民自治組織相互の連携を促進し、地域活動に関する情報の共有化を図ります。
- ② 地域振興基金活用事業などにより住民の自主的な活動を支援し、人材の育成に努めます。
- ③ 地域の特性を生かした自主的な活動を支援し、住民自治組織の強化を図るとともに地域コミュニティの主体的な取組を促進するためのサポート体制の強化に努めます。

##### 2 地域活動の推進

- ① 生涯学習活動を通じて、人材の育成・活用を図りながら、社会教育団体や各種団体等との連携を強化し、地域活動を推進します。
- ② 市民憲章の積極的な普及・啓発に努めます。
- ③ 地域づくりのための実践活動を展開し、地域間の交流や連携を深め地域の連帯意識の醸成を図ります。

##### 3 市民主体の開かれた市政の推進

- ① 市民に開かれた市政を推進するため、行政施策の計画過程の段階から、市民が参加できる機会の創出に努めます。
- ② 市民の意向を的確に把握し、市民の声を市政に反映するため、町内会長等市政懇談会の開催など、広聴活動を一層推進するとともに、市職員の積極的な地域活動への参画を促進します。
- ③ 住民自治組織、ボランティア団体、NPOなどと連携し、それぞれの役割の中で主体的に活動していくまちづくりを促進します。

## 9 人口減少対策

### 【基本方針】

人口減少問題は、本市の最大の課題であり、我が国全体の傾向として避けられない状況となっておりますが、人口減少の要因を改善する出産・子育て支援や結婚支援などの施策を重点的に展開し、人口減少対策を推進します。

### 1 少子化対策

#### 施策の基本的な方向性

おがっこネウボラによる妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のない継続的な支援の充実を図ります。

子育て支援事業の充実により社会全体での子育て支援を図るとともに、子育てにかかる経済的負担を軽減することで、次の1子を産み育てやすい環境を整えます。

また、本市では20代から30代の約6割が未婚であることから、結婚を望む独身男女の出会いの場や情報の提供など、結婚支援を推進します。

#### ◆ 結婚支援・出産支援

##### 【現状と課題】

本市では20代から30代の約6割が未婚であることから結婚を望む独身男女の出会いの場や情報の提供など地域に密着した魅力ある結婚支援を実施し、未婚率の改善や定住人口の増加を図る必要があります。

また、子育て支援事業の充実や子育て支援拠点の整備などで、社会全体で子育て支援の充実を図るとともに、子育てにかかる経済的・精神的負担を軽減することで、次の1子を安心して産み育てやすい環境を整えるなど、若者が男鹿市で妊娠、出産、子育てができるような環境づくりを図る必要があります。

##### 【基本施策】

#### 1 若者の結婚への支援

- ① 結婚を希望する独身男女の出会いの場の創出を図ります。
- ② 地域住民、企業等が主催する婚活イベントに支援するほか、市外や首都圏からの体験型ツアーを実施する事により、結婚や移住へのきっかけづくりを行います。
- ③ あきた結婚支援センターや「結婚サポーター」のネットワークなどの活用により、結婚を希望する独身男女の情報交換をし、マッチングに向けた調整を図ります。

#### 2 不妊・不育症治療費への支援

不妊に悩む夫婦に対し、経済的負担の軽減を図り、妊娠出産への支援を行います。

#### 3 妊娠・出産に対する支援

妊娠期に必要な妊産婦健康診査費を助成し、妊婦や胎児の疾病の早期発見、早期治療に努め、安全な妊娠や出産を支援します。

また、新生児を出産した保護者に祝金を支給するなど、生まれた子供の健やかな成長を支援します。

## ◆子育て環境の整備

### 【現状と課題】

近年、本市においては、出生率の低下や若年層の市外流出による人口の減少、核家族化、地域のつながりの希薄化により、地域における妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、妊娠・出産・育児に係る父母の不安や負担が増えてきています。そのため、安心して産み育てられる実感が得られるよう、妊娠・出産・育児期にわたり切れ目のない支援を行う「おがっこネウボラ」の充実を図ることが必要です。

乳幼児施設への入園状況は、一部の施設では3歳未満の低年齢児の増加や人口集中による過密施設がある一方、定員に満たない施設もあり、また、施設利用者や在宅養育者からの保育ニーズも年々多様化しています。

これらに対応するためにも、保育内容の充実を図るほか保育環境の見直し等、乳幼児施設の再編や老朽化した施設の計画的な整備が必要となります。また、家庭、乳幼児施設、学校、地域社会関係機関及び行政が一体となり活動を展開していく中で、在宅養育者への支援、児童健全育成の充実が求められます。

また、児童虐待は、大きな社会問題であることから、虐待に関する認識を深めるとともに発生予防から早期発見、早期対応、保護、指導援助のそれぞれの段階において、保健、医療、福祉など様々な分野の機関が連携した総合的な取組が必要です。

### 【基本施策】

#### 1 保育の充実

- ① 指定管理者制度を活用し、保育ニーズへの効率的な対応や保育事業の充実を図ります。
- ② 認定こども園制度等を活用しながら、充実した幼児教育と乳幼児保育の一体的な推進を図ります。  
また、質の高い教育・保育や子育て支援を提供するため、県等関係機関と連携し、研修等の機会を活用しながら、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。
- ③ 安全に園生活を過ごすことができるように施設の再編を推進しながら、老朽化した施設を計画的に整備するとともに建替えの際は幼保一体型の施設の整備を検討します。
- ④ 地域子育て支援センター事業の充実を図り、在宅乳幼児を養育する保護者の育児不安の解消に努めます。また、延長保育、休日保育、一時保育、病後児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業や幼稚園などでの預かり保育の充実を図ります。

#### 2 児童健全育成の推進

##### (1) 放課後児童健全育成の充実

- ① 放課後児童支援員の資質向上を図るため、各種研修を実施します。
- ② 日中、保護者が家庭にいない児童にとって安全な場所を確保するため、関係機関・団体と一体となった運営に努めます。
- ③ すべての児童が多様な体験や活動ができるよう、新・放課後子ども総合プランに基づき、「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室」としての整備を目指します。

##### (2) 環境整備と児童健全育成

児童の地域内での健全な遊びや仲間づくりを支援するため、児童遊園などの環境整備に努めます。

また、地域、関係機関、関連団体と連携し、児童健全育成に取り組みます。

### (3) 児童虐待防止

児童虐待を早期に発見し防止に努めるため、家庭相談員等による相談体制の充実や関係機関とのネットワークを活用して情報の共有化が図れるよう連携の強化に努めます。

## 3 おがっこネウボラの充実

- ① 妊娠・出産から育児期にわたり、保健師、助産師、臨床心理士の専門職が関係機関と連携し、さまざまな相談や支援をワンストップで行うとともに、すべての妊産婦の状況を継続的に把握し、個別の支援プランの作成など切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- ② 次の1子を安心して産み育てやすくするため、県と協働しながら保育料や副食費等の助成を図ります。
- ③ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、対象を中学生まで拡大した福祉医療費の助成を継続します。

## 2 移住・定住対策

### 施策の基本的な方向性

市では、人口が減少する中でも活気のある地域づくりを継続していくため、移住者を受け入れる環境の整備を図ります。

また、良好な住環境と市民の利便性を考慮したインフラを整備することで、若者の定住促進と転出抑制を図ります。

### 【現状と課題】

人口減少、農林水産業の後継者不足などによる地方の衰退を背景に空き家が発生する一方で、都市部では現役引退に伴い、セカンドライフを地方に移住するという動きや新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会情勢の変化を踏まえ、地方での暮らしを検討する方が増えると考えられています。

市では、人口が減少する中でも活気のある地域づくりを継続していくために、他の基本施策とも連携しながら、移住者を受け入れる環境を整備し人口減少社会に対応していくことが今後の地域づくりの重要な取組となっています。

また、良好な住環境と市民の利便性を考慮したインフラを整備することで、若者の定住促進と転出抑制を図り、ふるさと納税を通じた全国の「男鹿人」との交流を推進する必要があります。

### 【基本施策】

#### 1 移住の促進

##### (1) 取組体制強化と総合的な移住情報の発信

- ① 地域おこし協力隊員を任用し、支援体制の強化を図ります。
- ② 秋田県、NPO法人等との連携によるマッチング機能の強化を図るとともに、移住ポータルサイトによる情報発信及び首都圏で開催される移住促進フェアへ積極的に参加し、移住希望者に対して「男鹿半島」の魅力をPRします。
- ③ 移住体験機会の提供等を実施し、移住予備群となりうる関係人口の拡大を目指します。

##### (2) 受入体制の整備

- ① 人口減少対策として、新規就農・漁業就業者や田舎暮らしを希望する移住者受け入れに積極的にかかわる企業、団体、町内会等の取組を支援します。

- ② 活用可能な空き家情報を全国に情報発信するとともに、移住希望者が求める多様なライフスタイルに対応した支援の提供と、空き家を活用した住環境の整備等を支援し、移住・定住を促進します。
- ③ 移住支援として地域おこし協力隊員を採用します。

### (3) 移住者への支援制度の強化

子育て世帯やUターン世帯の移住を促進するため、住環境支援制度を強化し、移住後の生活をサポートすることにより、移住者の定住を支援します。

また、空き家等を活用して移住した世帯の住宅リフォーム費用を支援します。

## 2 転出の抑制

- ① スtock総合改善事業と計画的な維持補修を実施することにより、多様なニーズに対応した公営住宅の整備を推進し、若者や子育て世帯の定住の促進につなげます。
- ② 人口減少社会において、公共施設の利用需要が変化していくことから、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行います。

## 3 ふるさと納税の推進

ふるさと納税制度を活用し、税外収入を確保するとともに、返礼品として使用する市内特産品の売上増加及び知名度の向上を図り、全国の「男鹿人」との交流を推進します。

## 3 市街地活性化による賑わいの再生

### 施策の基本的な方向性

男鹿駅周辺の整備により、新たな人の流れに繋げることで、中心市街地における賑わいやふれあいを創出し、既存商店街の振興を図ります。

また、空き店舗の利活用を促進し、賑わいあふれる商店街づくりを推進します。

### 【現状と課題】

本市の既成市街地では、産業構造の変化や郊外型の大型店舗の進出、車社会の進展に伴う生活行動範囲の変化等による都市構造の複合的な要因により、市内中心部や各駅前周辺での日常的な人の流れに空洞化が現れて既存商店街が沈滞化し、地区全体の活力が失われつつあります。

特に男鹿駅とその周辺では、男鹿の玄関口としての賑わいを高め、交流・活性化の拠点地区としての再形成を推進する必要があります。

### 【基本施策】

- ① 既成市街地が有している地域コミュニティの活動を促進することにより、地域内の連帯感を強めるとともに、市街地へのアクセスの利便性向上や居住環境、生活道路の整備に努め、市街地機能が利用しやすい環境の整備を図ります。
- ② JR男鹿駅の移設開業、オガーレのオープンにより、男鹿駅周辺は新たな賑わいの創出が期待されることから、駅前周辺に人が集い、滞留できる環境・設備等を整備するとともに、駅前周辺が本来持つ求心力の回復を図り、既存商店街にも駅前周辺の賑わいを呼び込み、エリア全体、男鹿市全域での新しい賑わいの創出を図ります。



## 4 男女共同参画社会の推進

### 施策の基本的な方向性

男女がお互いを尊重し認め合う、まごころと思いやりに満ちた社会の実現を目指して意識改革を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画、男女の固定的な役割分担の解消など、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

### 【現状と課題】

すべての人が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮すると共に、お互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現が求められています。

しかし、家庭・職場・地域などのあらゆる場において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念・慣習は依然として存在している状況にあります。

著しい社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、家庭で、職場で、学校で、地域で、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるような社会づくりが必要です。

### 【基本施策】

#### 1 慣行の見直しと教育、広報、啓発の推進

- ① 人々の意識の中に長い時間をかけて形成されている固定的な役割分担意識を見直し、性別にとらわれず、生き生きと暮らしていくため、男女が共に社会を構成し、地域を支えていくという意識が深く浸透するようさまざまな啓発活動に取り組みます。
- ② 男女平等や男女共同参画の意識の定着を促進するため、子供のころから男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ります。
- ③ 世代を越えた性別役割分担意識の解消を図り、男女が対等なパートナーシップで生涯を過ごせるよう、男女平等意識の高揚を図ります。

#### 2 家庭における男女共同参画の推進

- ① 男女が共同で育児や介護を行い、仕事と両立させることで、男女が共に育児休暇や介護休業を取得しやすい環境の整備や啓発を図ります。
- ② 多様な生き方を選択・実現し、就業・起業へチャレンジできよう支援します。
- ③ 長時間労働の是正・休暇の取得促進、ハラスメントの防止等の就労環境整備の取組を促進します。

#### 3 地域や職場における男女共同参画の推進

- ① 地域社会をより豊かなものとし、家庭、職場と並んで、地域社会が男女を問わず生きがいの場となるよう、男女の地域生活への積極的な参画の促進を図ります。
- ② 女性の経営参画の促進による経済的自立を促すとともに、地域における方針決定の場に女性の参画を促進します。
- ③ 市民の幅広い意見を反映させるため、委員会・審議会等に女性委員の参画を推進します。

## 5 行財政の効果的・効率的な運営

### 施策の基本的な方向性

I C Tを活用した行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化、さらには職員の資質の向上など図ります。

#### 【現状と課題】

本市を取り巻く現状は依然として厳しい状況にあり、効率的な行政システムの確立、I C Tの活用による行政サービスのデジタル化、さらには職員の資質の向上などが求められています。

#### 【基本施策】

##### 1 組織・機構の効率化と人材の育成

- ① 新たな行政課題や市民の多様なニーズに対応するとともに、今後の行政需要の動向を見極めながら、より効率的な行政運営ができるよう、事務事業の見直しや公共施設の統廃合などを進め、組織・機構の簡素・合理化、定員管理の適正化に努めます。
- ② 政策形成能力、法務能力等を有する人材の育成と意識改革のため、職場における実務研修及び職場外研修の充実を図ります。
- ③ 職員の意識改革や幅広い見識、先進的行政手法の取得などのため、人事交流を推進します。

##### 2 財政の健全化と事務の効率化

- ① 市税の収納率向上を図るとともに、国・県からの交付金等を活用し、安定した財源の確保に努めるとともに、事務及び事業の見直しを図り、歳入に見合った効率的な財政運営に努めます。
- ② 男鹿市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画に沿った施設の統廃合や複合化を推進することにより、維持補修経費の節減と施設の長寿命化に努めます。
- ③ 行政事務の効率化を図るため、情報システムの整備を計画的に行うとともに、個々の手続、サービスが一貫してデジタルで完結するとともに、複数の手続、サービスのワンストップ化を推進します。

##### 3 情報公開の推進

- ① 市広報やホームページをはじめとする多様な媒体を通して、様々な行政情報を市民に的確に提供するため、広報機能の充実を図ります。
- ② 市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を一層推進するため、市民が容易に必要な行政情報を共有することができるよう、各種行政資料等の提供に努めるほか、男鹿市情報公開条例の適正な運用を図り、プライバシーの保護に配慮しながら、行政のアカウンタビリティを果たします。
- ③ 高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い、個人情報の利活用が著しく拡大していることから、男鹿市個人情報保護条例の適正な運用により、個人の権利利益の侵害の防止を図ります。

また、マイナンバー制度による国・県等との情報連携も進んでいることから、不正アクセスなどによる行政情報の漏えいや破壊等を防ぐため、自治体情報強靱性向上モデルに基づき情報セキュリティ対策を強化します。

## 第7章 男鹿市5年後の目標

本総合計画において、令和3年度から令和7年度までの5年間で目指す、まちづくりの基本目標の進捗管理、達成状況を検証するための目標を次のとおり定めます。

### 1 産業の振興

( ) 内は令和元年度実績

#### (1) 農業

- ・新規就農者が年間3人以上就農する。(4人)
- ・農業生産法人数が新たに5経営体以上できる。(1法人)
- ・認定農業者・集落法人等が管理する農用地の面積割合が80.0%以上になる。(70.8%)
- ・複合作物の生産額が10億円以上になる。(5.5億円)
- ・6次産業化に取り組む農業経営体が5経営体以上になる。(2経営体)
- ・園芸メガ団地の生産額が2億円以上になる。(1.8億円)
- ・市内の直売所の販売総額が3.5億円以上になる。(0.4億円)
- ・ほ場整備率が80.0%以上になる。(75.3%)

#### (2) 林業

- ・森林整備の推進を図るため、3,300haを整備する。(2,850ha)
- ・林業事業体への就業者が5名増えている。(0人)

#### (3) 水産業

- ・漁業経営体当たり漁獲額を5%増やす。
- ・水産業就業者が5名増えている。(0人)
- ・漁業生産の拠点である漁港の安全性を向上させるため、市管理4漁港の長寿命化を行う。

#### (4) 観光

- ・年間の宿泊客数が15万人以上になる。(11.7万人)
- ・年間の入込客数が270万人以上になる。(258.9万人)

#### (5) 雇用

- ・創業件数が5年間で35件以上になる。

#### (6) 商工

- ・男鹿駅周辺やオガレを起点とした賑わいが創出され活性化される。

### 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- ・男鹿市内運行路線バスの一人当たり平均利用回数4.1回以上を維持する。

### 3 生活環境の整備

#### (1) 上水道

- ・有収率が85.0%以上になる。(77.9%)

#### (2) ガス

- ・耐震化率が75.0%以上になる。(57.0%)
- ・各地区整圧器を計画的に更新して達成率が90.0%以上になる。(19.0%)
- ・家庭用需要の温水暖房契約の普及を促進し、契約件数が120件を超えている。(73件)

#### (3) 生活排水処理施設の整備

- ・公共下水道整備済の地域において、加入率が80.0%以上になり、快適な市民生活と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質が改善される。(73.4%)

- ・農業集落排水事業完了区域の加入率が 85.0%以上となり、農業用排水の水質汚濁、集落内の水路における滞留、悪臭などが改善され生活環境が良好となる。(83.5%)
- ・漁業集落排水事業完了区域の加入率が 95%以上となり、周辺海域の水質及び観光施設周辺の環境が良好となる。(90.8%)
- ・個別処理区域の一般住宅に設置されている合併浄化槽基数が、平成 26 年度末に比べ 60.0%以上増加する。

#### (4) 環境対策

- ・環境負荷のない電気自動車などを庁用車として 5 台以上維持する。(7 台)

#### (5) 環境と循環型社会形成

- ・家庭系の可燃ごみと不燃ごみを合わせた1人1日あたりのごみ排出量が500グラム以下になる。(664g)

#### (6) 防災

- ・防災情報メール配信サービスの登録者数が 3,500 人になる。(2,881 人)

#### (7) 消防

- ・消防団員の確保対策等により、消防団員の充足率が 95.0%以上になり、そのうち女性消防団員数が 50 名以上になる。(94.9%、15 名)

### 4 地域共生と福祉の増進

#### (1) 介護保険

- ・居宅介護サービス受給率は 11.0%以下を維持する。(11.0%)
- ・地域密着型サービス受給率は 2.0%以下を維持する。(2.2%)
- ・施設介護サービス受給率は 5.0%以下を維持する。(4.0%)

#### (2) 低所得者福祉

- ・生活困窮者の有する複雑かつ多様化している課題に対応するため、就労、家計など様々な面から自立に向けた包括的な相談支援ができるよう関係機関との連携体制が強化される。
- ・被保護者に対する就労支援を充実させ、状況に応じた適切な支援が行われる。
- ・生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合が国で定める目標値の 80.0%以上を維持する。(83.5%)

#### (3) 国民健康保険

- ・国民健康保険被保険者の後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合が国で定める目標値の 80.0%以上になる。(76.4%)

### 5 医療の確保

- ・医療法における医師の標準人員を保持するとともに、看護師、薬剤師、医療技術者が安定的に確保されている。

### 6 教育の振興

#### (1) 学校教育

- ・「全国学力調査」において、全教科の正答率が県平均を 2 ポイント以上上回る。
- ・「県学習状況調査」における英語の正答率が県平均を 2 ポイント以上上回る。
- ・「全国学力質問紙調査（英語）」における肯定的評価が県平均を 2 ポイント以上上回る。
- ・新体力テストにおいて、測定値が県平均を上回る種目数の割合が、小学校で 65.0%以上、

中学校で 50.0%以上になる。(28%、39%)

**(2) 生涯学習**

- ・生涯学習講座から生涯学習を担う新たな指導者等による自主的な学習グループが 5 グループ以上育成され、年間の講座参加者数が 2 万 5 千人以上になる。

**(3) 生涯スポーツ**

- ・体育施設の整備を図るとともに良好な施設の保全に努め、年間の利用者数が 20 万人以上になる。

**7 地域文化の振興**

- ・史跡脇本城跡案内人が 30 人以上になり、案内人による受入れ人数が年間 1,000 人以上になる。
- ・ジオパークを通したまちづくり活動が注目され、旅行雑誌各社に大きく取り上げられるとともに、ジオサイトの保全、案内板・説明板等の整備により、ジオパークガイドが 50 人以上になり、ジオパークガイドによる受入れ人数が年間 5,000 人以上になる。

**8 集落の整備**

- ・市内の全域において地域コミュニティの機能が維持されている。

**9 人口減少対策**

**(1) 少子化対策**

- ・30 歳代前半の未婚率が、男性は 40.0%以下、女性は 30.0%以下になる。
- ・年間の出生数が 75 人になる。(74 人概数)

**(2) 移住・定住対策**

- ・移住定住施策等を通じた移住世帯数が 60 世帯となる。
- ・空き家バンクを活用して移住した世帯数が 15 世帯となる。
- ・ふるさと特産品の充実及び納税環境の整備により、ふるさと納税額が 5 年間で 40 億円以上になる。

**(3) 男女共同参画社会の推進**

- ・委員会・審議会等における女性委員の割合が 40.0%以上になる。

**(4) 行財政の効果的・効率的な運営**

- ・歳入に見合った歳出で、効率的で健全な財政運営が行われている。
- ・個々の手続、サービスが一貫してデジタルで完結するとともに、複数の手続、サービスがワンストップで実現されている。